

令和 5 年 11 月例会：次第（令和 5 年 11 月 25 日開催）

1、会長挨拶

2、草津市・栗東市より後期高齢者健康診査の見直しについて説明……（資料） p.1

3、報告事項

【会員の状況】 令和 5 年 10 月

（1） 会員の状況

A 会員： 147 名、 B 会員： 192 名（卒後 5 年内 18 名）、 合計： 339 名

【総 務 部】

〔総 務〕

（1） 令和 5 年度第 3 期の滋賀県医師会および日本医師会の会費について

口座振替ではない会員には請求書を 12 月下旬に送付するので、速やかにお振り込みください。口座振替の会員には、12 月 27 日（水）に指定口座から引き落としをさせていただきます。

（2） 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」。）第二条第十五項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成 19 年厚生労働省令第 14 号。以下「指定薬物省令」。）において定めている。令和 5 年 10 月 26 日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 134 号）が公布されたので、下記について御了知願いたい。

1. 指定薬物の指定

（1）新たに指定された物質

次に掲げる 3 物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第二条第十五項に規定する指定薬物として指定した。

① N－（1－アミノ－3，3－ジメチル－1－オキソブタン－2－イル）－1－（ペンター4－エン－（1－アミノ－3，3－ジメチル－1－オキソブタン－2－イル）－1－（ペンター4－エン－1－イル）－1 H－インダゾール－3－カルボキサミド－インダゾール－3－カルボキサミド及びその塩類

② 2－（シクロヘキシルアミノ）－1－（3，4－メチレンジオキシフェニル）ブタン－1－オン2－（シクロヘキシルアミノ）－1－（3，4－メチレンジオキシフェニル）ブタン－1－オン及びその塩類

③ 1－（3－メチルフェニル）－1－（3－メチルフェニル）－N－メチルプロパン－2－アミン－メチルプロパン－2－アミン及びその塩類

（2）指定された物質を含む物

（1）に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 施行期日

公布の日(令和5年10月26日)から起算して10日を経過した日(令和5年11月5日)から施行する。

(3) 医療機能情報提供制度にかかる G-MIS アカウントの発行について

令和6年1月以降、医療機能情報の報告機能が「医療ネット滋賀」から「G-MIS」へ移行されることに伴い、各医療機関においては事前準備として G-MIS の新規ユーザー登録申請を行っていただいたところであるが、今般、厚生労働省 G-MIS 事務局から登録いただいたメールアドレスあてにアカウント発行に関するメールが送信される旨の連絡があった。

本件については、滋賀県健康医療福祉部医療政策課から各医療機関管理者宛に通知が発出されているので、ご確認のうえ適切にご対応いただきたい。

(4) 人免疫グロブリン製剤の限定出荷と今後の見込みについて

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課より標記事務連絡が発出された。人免疫グロブリン製剤については、近年の需要の増加により在庫が逼迫し、血漿分画製剤の製造販売業者より限定出荷が行われている中で、安定供給の確保のためにも必要量以上の大量購入や買い占めの行動を控えていただくようお願いしていたところである。

本事務連絡は、人免疫グロブリン製剤について、一部の医療機関による大量購入等もあり、入手が困難な医療機関が散見されていることから、令和5年度需給計画を変更し、輸入製剤を追加輸入することについて周知するものである。

併せて、血漿分画製剤は、製造に時間を要すること、献血由来の製品であるため製造本数に限りがあることから、安定供給に向けた周知が依頼されているので、改めて、必要量以上の大量購入や買い占めの行動を控えていただくようお願いしたい。

(5) 抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給について

今般、厚生労働省 医政局医薬産業振興・医療情報企画課長、健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長より標記通知が発出された。本通知は、インフルエンザ患者に対して適切な治療・検査を行うためには、抗インフルエンザウイルス薬及びインフルエンザウイルス抗原検出キット(抗インフルエンザウイルス薬等)について、その安定的な供給を図ることが必要であることから、下記の対応を求めるものである。

1. 医療機関等において抗インフルエンザウイルス薬等を注文する際には、各医療機関等における在庫量やインフルエンザの流行状況等を踏まえ、真に診療に必要な注文量となるよう配慮すること。
2. 抗インフルエンザウイルス薬等の安定的な供給の確保の観点から、シーズン中は備蓄を目的とする注文は行わないこと。
3. 医療機関等へ一度に大量に抗インフルエンザウイルス薬等が納入されると、市場に流通する抗インフルエンザウイルス薬等の在庫量に与える影響が大きいことから、診療に支障を来す場合を除いて、卸売販売業者の分割納入に協力すること。
4. 抗インフルエンザウイルス薬の投与に際しては、薬剤の必要性を慎重に検討するなど添付文書に記載されている内容を踏まえ、適正に使用されるよう、徹底されたいこと。
5. インフルエンザウイルス抗原検出キットに用いる咽頭ぬぐい液等を採取する際には、患者の飛沫により医療従事者が感染する可能性が高いとの指摘があることから、十分な感染防御手技を講じられたいこと。

会員医療機関におかれては、安定供給確保の観点から、上記を踏まえ適切にご対応いただくようお願いする。

(6) オセルタミビルリン酸塩ドライシロップの在庫逼迫に伴う協力依頼について

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より標記事務連絡が発出された。

今般のインフルエンザ感染症の流行に伴いオセルタミビルリン酸塩ドライシロップの需

要が増加しており、当該品目の製造販売業者において限定出荷が生じている。製造販売業者においては、増産対応を進めているところだが、安定的に供給されるには一定の期間を要するとのことである。本事務連絡は、このような状況についての周知と限られた医療資源を必要な患者に適切に供給できるよう当該品目が安定的に供給されるまでの間に対応いただきたいことについて周知を依頼するものである。

具体的には、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいことや、吸入薬の利用が可能な5歳以上のインフルエンザ患者に対しては、吸入薬の処方を検討いただきたいこと等が示されている。

併せて、オセルタミビルリン酸塩カプセルを脱カプセルし、賦形剤を加えるなどの調剤上の工夫を行った上での調剤について示されており、製造販売業者からは、タミフルカプセル75を脱カプセルした場合の脱カプセル用量早見表が作成されており、下記URLに掲載されているので参考にされたい。

なお、本対応を行った場合の薬剤料の算定については、近畿厚生局に掲載の「疑義解釈の送付について（その60）」（令和5年11月8日事務連絡）を確認されたい。

○脱カプセル用量早見表（製造販売業者HPの該当URL）

<https://chugai-pharm.jp/content/dam/chugai/product/tam/dsyr/doc/TAM-000092.pdf>

（7）GLP-1 受容体作動薬の在庫逼迫に伴う協力依頼について

今般、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より標記事務連絡が発出された。

2型糖尿病に適応を有しているGLP-1受容体作動薬については、需要の増加に伴い一部の製剤において限定出荷が生じていることから、限られた医療資源を必要な患者に適切に供給できるよう安定的に供給されるまでの間に協力いただききたい対応が周知されており、日本医師会からも、医薬品の安定確保が課題となっている中、本来の治療に用いるべき医薬品が不適切に流通し、健康な方が使用してしまうこととならないよう適正使用に関する継続的な注意喚起を行っているところである。

本事務連絡は、一部の医療機関においてなお、いまだに2型糖尿病患者以外（主に美容・痩身目的）の治療に使用されている実態が把握されていることから、改めて、医療機関等へ協力いただききたい対応について周知を依頼するものである。具体的には、真に必要な2型糖尿病の患者への供給が滞ることのないよう適正使用に努めていただきたいこと、また、医薬品卸売販売業者に対しては、薬事承認範囲外の治療目的による使用であることが明らかな場合には納入をしないなど糖尿病治療を行っている医療機関及び薬局へのGLP-1受容体作動薬の供給をお願いしたいこと等が示されている。

また、厚生労働省より、保険診療における医薬品の取扱いについては、厚生労働大臣が承認した効能又は効果、用法及び用量によることとされているところであり、その観点でも、2型糖尿病に適応とするGLP-1受容体作動薬を2型糖尿病の治療以外の目的で使用していることが明らかな場合は、適応外使用として、査定の対象になる旨の事務連絡が令和5年11月5日付で発出されたのでご留意願いたい。

会員医療機関におかれては、患者へ安定供給確保の観点から、上記を踏まえ適切にご対応いただきたい。

（8）日本医師会雑誌・日医ニュース紙媒体発送停止・再開申請フォームのご案内

日本医師会では、デジタル化ならびに発送費等経費削減のため会員へ日本医師会雑誌・日医ニュースのデジタル版の利用を推進しており、今般、会員の紙媒体発送停止申請を容易にするため、新たに「紙媒体の発送停止・再開申請フォーム」（以下、「申請フォーム」）が作成された。

申請フォームは、日本医師会ホームページ（TOPページのバナーもしくはメンバーズルーム内「医師会活動」お知らせ欄）、「日医君だより（新着版）」に掲載されている。

下記URLもしくは上記サイトにて、変更を希望の会員は手続きいただきたい。

【紙媒体の発送停止・再開申請フォーム】

(9) 第6回全国医師ゴルフ選手権大会について …………… (総務資料1) p.11

標記大会について、「チャンピオン戦」ならびに「一般戦」が下記のとおり開催される。

開催日：令和6年5月3日(金・祝)、4日(土・祝)

開催コース：岐阜関カントリー倶楽部 東コース(岐阜県関市)

開催主旨：ゴルフ競技を通じて会員相互の親睦・研鑽を図る

開催形式：日本医師会、全国医師協同組合連合会の共催

参加希望の会員は所定の申込書にて申込みを行ってください。申込書については滋賀県医師協同組合(TEL:077-516-8660)へご請求ください。

大会詳細については、滋賀県医師会ホームページの会員専用ページにも掲載予定。

(10) 飲酒運転の防止に向けた広報啓発用資料の活用等について

今般、厚生労働省医政局総務課より標記に関する周知依頼があった。

本件については、警察庁より厚生労働省等の各省庁に対して、安全運転管理者に対するアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認等の義務に係る規定の適用を令和5年12月1日から開始することについての周知依頼があったことを受けたものである。

下記、警察庁のホームページに安全運転管理者制度について掲載されているので、会員医療機関におかれては、ご確認のうえ、適切に対応されたい。

【警察庁ホームページ】

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzenuntenkanrisya/index.html>

(11) 「年収の壁・支援強化パッケージ」について

本年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～」を踏まえ、中小企業・小規模事業者も含めた賃上げしやすい環境の整備と、短時間労働者にも賃上げの流れを波及させていくために策定された支援策につき、社会保険料の負担がない被扶養者の方が一時的な収入増等により負担発生する場合や、配偶者手当の適用対象外となる場合への具体的な対応がパッケージとして示されているので、ご参考いただきたい。

詳細については以下をご確認されたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html

(12) 業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止について

近年、業務用厨房施設等において液化石油ガス及び都市ガスの消費設備による一酸化炭素(以下、CO)中毒事故が発生している。また、今年5月にも福岡県の病院内厨房にてCO中毒事故が発生した。

事故原因の多くは、機器の経年劣化や換気が不十分なため、消費設備が不完全燃焼を起こし、COが発生したものであり、換気、点検、手入れ、業務用換気警報器設置等の重要性について、業務用厨房等の所有者や使用者等への理解促進が求められている。

ついては、当該設備を有する施設においては、以下をご確認のうえ適切に対応願いたい。

- ①ガスの消費設備の使用中は必ず換気(給気及び排気の両方)を行う。特に夏期、冬期等冷暖房機を使用する際に、長時間室内を閉め切りの状態にすることが想定されるため、換気扇や換気装置によって十分に換気が行われているか、必ず確認する。なお、現場において換気し忘れを防止するための工夫を実践する。
- ②ガスの消費設備の使用者及び管理者は、ガスの消費設備の使用開始時及び使用終了時にガスの消費設備及び換気設備の異常の有無を点検するほか、1日に1回以上、当該設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の使用中止、補修その他の危険を防止する措置を講じる。

- ③ガスの消費設備及び換気設備は、その使用に際して取扱説明書を十分に読み、適切に使用すると共に、設備の作動状況の確認、ほこりや汚れの除去、フィルターの清掃等、換気不良やガスの不完全燃焼を防ぐための日常管理を行う。特に台風、地震、積雪等の自然災害後は当該設備の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の使用中止、補修その他の危険を防止する措置を講じること。また、停電中は、換気扇及び給排気設備が作動しない場合があるので、停電中にやむを得ずガスの消費設備を使用する場合は、窓を開けて換気をする等の措置を講じる。更に、復電後は換気扇及び給排気設備が作動することを確実に確認する。
- ④排気ガス中に含まれる油脂等を有効に除去するために排気取入口に設置されるグリス除去装置（グリスフィルター）や悪臭防止のために排気ダクト内に設置される脱臭フィルター等は、使用し続けると油脂等が付着して目詰まりを起こし、十分な換気量が確保できなくなることから、当該フィルターの定期的な清掃又は交換を実施する。
- ⑤万一の不完全燃焼に備えて業務用換気警報器の設置を検討する。
- ⑥ガスの消費設備及び換気設備の正しい使用方法及び換気的重要性について、調理に従事する従業員（パート・アルバイト等を含む）への教育及び周知を実施する。

(13) 香りへの配慮に関する啓発ポスターについて

消費者庁では、柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費生活センター等にあることを踏まえ、令和3年から啓発ポスターを作成し周知啓発を行っているが、厚生労働省に対しても、医療従事者の柔軟剤等の香りが気になって医療機関にかかれないう訴えや、医師を始めとする医療従事者へ啓発ポスターを周知してほしいとの訴えがあった。

これらを踏まえ、今般、厚生労働省を含む5省庁連名で香りへの配慮に関するポスターを作成したので、当該ポスターの院内への掲示等にご活用願いたい。

ポスターは、消費者庁 HP に掲載

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/assets/consumer_safety_cms205_230711_01.pdf

(14) 新型コロナワクチン接種について(情報提供) …………… (総務資料 2) p. 13

(15) 令和 6 年度特定健診・特定保健指導等の集合契約について (総務資料 3) p. 15

(16) 医療機関における個人情報の適切な取扱い等について… (総務資料 4) p. 22

・医療機関において、個人情報の紛失や漏えい等が発生した場合は、速やかに

- ①保健所への連絡
- ②個人情報保護委員会への報告
- ③本人への通知

について、対応願いたい。

【留意点】

令和 4 年 4 月 1 日施行の改正個人情報保護法により、個人の権利の保護が強化され、次の 4 つのケースに該当する個人情報を漏えい・滅失・毀損、または発生した恐れがある事態になった場合、「個人情報保護委員会への報告」と「本人通知」が義務化。

- ①要配慮個人情報が漏えい又は漏えいした恐れがある場合：
病歴や犯罪歴や信条など、偏見や差別につながりかねないセンシティブな個人情報を指す。
- ②不正利用によって財産的被害が生じる恐れのある個人情報が漏えい又は漏えいした恐れがある場合：

クレジットカード情報や決済機能があるウェブサービスのログイン情報など、被害者本人の財産に被害が発生する恐れのある個人情報に指す。

③不正目的をもって行われた恐れのある個人情報が漏えい又は漏えいした恐れがある場合：

サイバー攻撃により情報が搾取されたり、転職先に顧客リストが持ち出されたりする 等

④1,000人以上の個人情報漏えいが発生した場合：

例：ウイルスなどの悪意のあるソフトウェアの攻撃により個人情報が削除や破損され、バックアップからも元に戻せない事態に陥った場合は、報告義務が発生する。また、個人情報を管理しているサーバーに対して不正アクセスの痕跡が見つかった時点で、実際に漏えいした事実が確認できなくても報告義務が発生する。

なお、「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたもの」については、仮に個人情報が外部に流出したとしても不正に利用できないような措置がされているため、報告義務は発生しないとされている。

上記資料につきましては、下記、厚生労働省のホームページの「厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等」に掲載されておりますのでご確認ください。

厚生労働省 HP <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

- (17) 医療措置協定の周知について……………（総務資料 5） p.29
- (18) くさつ在宅医療ネット開催のご案内……………（総務資料 6） p.39
- (19) 第 8 回滋賀県多職種連携学会研究大会開催について……………（総務資料 7） p.41
- (20) 滋賀県医師協同組合のカルテ等販売価格改定に伴う事務局店頭販売価格の改定……………（総務資料 8） p.45

[死 体 検 案]

(1) 令和 5 年度 死体検案研修会(基礎)の開催について～E-learning 形式～

令和 3 年 6 月に閣議決定された死因究明等推進計画では、全ての医師が基本的な検案の能力を維持・向上できるよう、大規模災害時や在宅死を想定した基礎的な検案に関する研修が求められている。

日本医師会では、平成 24 年度から行われてきた死体検案に関する基礎的な研修会を、平成 26 年度より厚生労働省死体検案講習会事業の委託に基づく死体検案研修会(基礎)として毎年開催しており、今年度も E-learning 形式(オンデマンド方式)にて開催する。

受講申込み等、詳細については以下をご確認願いたい。

研修方法：E-learning 形式

視聴期間：令和 5 年 12 月 13 日(水)午前 11 時 ～ 令和 6 年 3 月 13 日(水)午後 3 時まで
定 員：1,000 名

参 加 費：無料

申込開始日：令和 5 年 11 月 27 日(月)午前 11 時 ～ 令和 5 年 12 月 8 日(金)午前 11 時
※ただし、定員(1,000 名)になり次第、締め切り

申込方法：日本医師会ホームページ[医療安全・死因究明]コーナーより、「令和 5 年度「死体検案研修会(基礎)」のご案内」(令和 5 年 11 月上旬開設予定)へ進み、メールアドレスを登録。登録後に送られてくるメールに記載された URL より

申込フォームを開き、必要情報を入力。

ホームページ URL https://www.med.or.jp/doctor/anzen_siin/

問合せ先：日本医師会 医事法・医療安全課 03-3942-6484(直通)

[医 療 情 報]

(1) 日本医師会セキュリティガイドライン相談窓口について

会員への連絡事項（令和5年6月16日）において、「日本医師会サイバーセキュリティ支援制度拡充について」についてお知らせしたところであるが、拡充内容の中の「医療情報システム安全管理ガイドラインに関する相談窓口の設置」について、令和5年10月31日付で該当の窓口（日本医師会セキュリティガイドライン相談窓口）が新設された。

【日本医師会セキュリティガイドライン相談窓口】

①具体的なサービス提供内容

医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストの実践ガイドおよびセミナー動画、それらに付随する医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版に関する各種相談に対応。（※関係資料や動画は後日アップロード予定）

②窓口運営時間 平日9時～18時（土日、祝日、年末年始は休業）

③連絡先 TEL：0120-339-199

④費用 無料（何度でも利用可能）

⑤利用時の注意点等

- ・相談窓口の利用時には、電話口で日本医師会 A①会員が開設・管理する医療機関または介護サービス施設・事業所であることを確認される。具体的には、A①会員名、医療機関名または介護サービス施設・事業所名、所在地、医籍番号（6桁）もしくは会員番号（10桁）が確認されるので、これらが分かるものをご用意ください。
- ・A①会員本人に加え、職員の方からのお問合せも可能です。

【日本医師会メンバーズルーム内専用ページ】

https://www.med.or.jp/japanese/members/info/cyber_shien.html

【学 術 部】

[医 療 安 全]

(1) 「使用上の注意」の改訂について

下記医薬品の使用上の注意事項が改訂された。詳細は、厚生労働省 HP に掲載されているのでご確認のうえ必要な処置を講じていただきたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204124_00008.html

☆令和5年10月12日付け

①フィルグラスチム（遺伝子組換え）ほか

重要な基本的注意（新設）：がん化学療法による好中球減少症に対する注意

②ペグフィルグラスチム（遺伝子組換え）ほか

重要な基本的注意（新設）：海外観察研究において、がん化学療法（単独又は放射線療法との併用）とともにペグフィルグラスチム（遺伝子組換え）又はフィルグラスチム（遺伝子組換え）が使用された乳癌又は肺癌患者では骨髄異形成症候群又は急性骨髄性白血病のリスクが増加したとの報告がある。本剤と骨髄異形成症候群又は急性骨髄性白血病の因果関係は明らかではないが、本剤の投与後は患者の状態を十分に観察する。

③レノグラスチム（遺伝子組換え）

重要な基本的注意（新設）：がん化学療法による好中球減少症

④ジアゾキシド（他に分類されない代謝性医薬品）

特定の背景を有する患者に関する注意（追加）

重大な副作用（新設）：壊死性腸炎

新生児で壊死性腸炎があらわれることがある。嘔吐、腹部膨満、下痢、血便等の症状があらわれた場合には、投与を中止し、適切な処置を行う。

重大な副作用（追加）：心嚢液貯留

⑤アパルタミド（その他の腫瘍用薬）

重要な基本的注意（追加）：薬剤性過敏症症候群

重大な副作用（新設）：薬剤性過敏症症候群

初期症状として発疹、発熱がみられ、更に肝機能障害、リンパ節腫脹、白血球増加、好酸球増多、異型リンパ球出現等を伴う遅発性の重篤な過敏症状があらわれることがある。なお、ヒトヘルペスウイルス 6（HHV-6）等のウイルスの再活性化を伴うことが多く、投与中止後も発疹、発熱、肝機能障害等の症状が再燃あるいは遷延化することがあるので注意する。

⑥イピリムマブ（遺伝子組換え）

重大な副作用（追加）：脳炎

⑦テトロホスミンテクネチウム（^{99m}Tc）（放射性医薬品）

禁忌（新設）：本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者

重大な副作用（新設）：ショック、アナフィラキシー

⑧コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）

重要な基本的注意（新設）：本剤接種後に免疫性血小板減少症が報告されているため、必要に応じて血小板数の検査を行う。

特定の背景を有する者に関する注意（新設）：免疫性血小板減少症の既往歴のある者
血小板数のモニタリングを行うことが望ましい。

重大な副作用（新設）：免疫性血小板減少症

⑨アデノシン（他に分類されない治療を主目的としない医薬品）

重大な副作用（新設）：アナフィラキシー

アナフィラキシーショックに至った例も報告されている。

（２）医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No. 203 小児の輸血の血管外漏出」について

小児に輸液を投与中、血管外漏出に気付くのが遅れ、治療を要した事例が 52 件報告されている（集計期間：2018 年 1 月 1 日～2023 年 8 月 31 日）。

事例が発生した医療機関の取り組み等について、以下のとおりお知らせするので自施設に合った取り組みを検討していただきたい。

〔事例が発生した医療機関の取り組み〕

- ・輸液の投与中は、定期的に末梢静脈ラインの刺入部およびその周辺の観察を行い、血管外漏出を早期に発見する。
- ・輸液が血管外に漏出しても、輸液ポンプ等のアラームでは発見できないことを周知する。

〔取り組みのポイント〕

- ・院内で以下を周知する。
 - ①小児は、血管外漏出すると皮下組織に広がり、影響が大きくなりやすい。
 - ②輸液ポンプ等のアラームはラインの閉塞を検出するもので、血管外漏出を検出するものではない。
 - ③末梢静脈ラインの固定やカバーを工夫して、刺入部およびその周辺の観察を行う

詳細は、（公財）日本医療機能評価機構 HP を参照

<https://www.med-safe.jp/>

（３）予防接種法に基づく副反応疑い報告制度について

厚生労働省に対して、予防接種法に基づく副反応疑い報告制度について問い合わせがあ

ることを踏まえ、改めて標記について周知依頼があった。

予防接種法に基づく副反応疑い報告制度は、定期又は臨時の予防接種後の副反応疑いの情報を収集・分析することにより、これらの予防接種の適切な実施を図る重要な制度である。厚生労働省は、この副反応疑い報告の状況を踏まえ、実施している定期の予防接種等について、継続の可否や安全性に関する情報の提供等、適正な実施のために必要な措置を講じている。また、定期の予防接種等を実施している市区町村は、予防接種法の別の規定に基づき予防接種を受けた者から受け付けた疾病、障害又は死亡の給付に係る請求の内容を踏まえ、請求事例に係る副反応疑い報告がなされていないと確認した時は、疾病等を診断した医師等に対し、副反応疑い報告の提出を促すことがある。

予防接種法において、定期又は臨時の予防接種を受けた者が呈している当該予防接種を受けたことによるものと疑われる症状の報告は、医療機関の開設者又は医師（予防接種を行った医師以外も含む）がしなければならないとされている。なお、報告窓口は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）が担っており、FAX による方法に加え、PMDA のウェブサイトを紹介した電子報告が可能になっているのでご了解願いたい。

詳細は、厚生労働省 HP を参照

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-senshou20/hukuhannou_houkoku/index.html

【保 険 部】

(1) 10 月以降の新型コロナウイルス感染症に係る公費に関する Q&A について

【日医発第 1229 号】（県医師会報 11 月号の 35～36 ページに掲載済）

(2) 「令和 5 年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱について」等にかかる疑義解釈資料の送付について

【日医発第 1330 号】

(3) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について 【日医発第 1298 号】

※ 日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」のコーナーに掲載済

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/tekiyo/>

(4) 検査料の点数の取扱いについて 【日医発第 1445 号】

（新たに保険適用が認められた検査 ー令和 5 年 11 月 1 日適用ー）

（県医師会報 11 月号の 36～40 ページに掲載済）

※ 日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」のコーナーに掲載済

(5) GLP-1 受容体作動薬の在庫逼迫に伴う適正使用の周知依頼について

【日医発第 1435 号】（県医師会報 12 月号に掲載予定）

(6) 分娩取扱施設の特色・サービス・平均費用等の情報提供を行う「分娩取扱施設情報提供ウェブサイト」（仮称）の開設について

【日医発第 1408 号】（県医師会報 12 月号に掲載予定）

(7) 医療機器の保険適用について（10 月 1 日保険適用分及び 11 月 1 日保険適用分）及び「医療機器の保険適用について」の一部訂正について

【日医発第 1297 号】【日医発第 1442 号】【日医発第 1436 号】

- (8) 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正について
【日医発第 1441 号】

- (9) 疑義解釈資料（その 58）について
【日医発第 1331 号】（県医師会報 11 月号の 36 ページに掲載済）

- (10) 疑義解釈資料（その 60）について
【日医発第 1424 号】（県医師会報 12 月号に掲載予定）

- (11) SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出キット「イムノエース SARS - CoV - 2 Saliva II」（株式会社タウンズ）及び「キャピリア SARS - CoV - 2 Saliva II」（株式会社タウンズ）の保険適用について
〔疑義解釈資料（その 61）より〕 【日医発第 1439 号】
※R5. 11. 10 保険適用

- (12) SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出キット「イムノエース SARS - CoV - 2 III」（株式会社タウンズ）及び「キャピリア SARS - CoV - 2 III」（株式会社タウンズ）の保険適用について
〔疑義解釈資料（その 59）より〕 【日医発第 1409 号】
※R5. 11. 2 保険適用

- (13) 一部負担金の負担割合等の表示に相違がある事象について（オンライン資格確認）
【日医発第 1241 号】（県医師会報 11 月号の 37～39 ページに掲載済）

- (14) 予防接種の費用の取扱い、および抗インフルエンザ薬を予防目的で投与する際の留意点について （県医師会報 11 月号の 49 ページに掲載済）

- (15) 年末年始に係る長期投与について
（県医師会報 11 月号の 49 ページに掲載済）
- ・長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認められるときは、1 回 14 日分を限度とされている内服薬又は外用薬についても、旅程その他の事情を考慮し、必要最小限の範囲において、1 回 30 日分を限度として投与して差し支えない、とされている
 - ・「長期の旅行等特殊の事情」とは①年末年始、②連休（ゴールデンウィークに限る）、③海外への渡航（国内長期旅行は認められない）を指す

【公衆衛生部】 [地域保健]

- (1) 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」の改訂について（16 版）

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引きが令和 5 年 11 月 1 日付けで 16 版に改訂された。

〈改定の主な内容〉

- ・初回接種で使用するワクチンの種類について更新

(モデルナ社 XBB. 1. 5 対応ワクチンを追加)

- ・その他、所要の修正

○新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き掲載サイト

日本医師会 HP「新型コロナウイルス感染症の予防接種について

医療機関、医師会向けページ

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009822.html

厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryokikanhenno_oshirase.html

(2) 「新型コロナワクチン予診票の確認のポイント Ver. 11」について

新型コロナワクチン予診票の確認のポイントが令和 5 年 11 月 1 日付けで Ver. 11 に改訂された。新型コロナワクチンの接種を行うに当たって、予診票で確認すべきポイントをまとめているので、接種従事者はご確認願いたい。

〈改定の主な内容〉

- ・初回接種で使用するワクチンの種類について更新（モデルナ社のワクチンを追加）
- ・その他、所要の修正

詳細は、厚生労働省 HP を参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html

日本医師会 HP【医療機関向け手引き】掲載

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009822.html

(3) 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 診療の手引き別冊 罹患後症状のマネジメント (第 3.0 版) 改訂について

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 診療の手引き別冊 罹患後症状のマネジメントが令和 5 年 10 月 20 日付けで第 3.0 版に改訂された。

〈改訂の主な内容〉

第 1 章：国内外の最新の知見等（令和 4 年度厚生労働科学研究※を含む）を更新

第 2 章：プライマリケア医に向けた内容を大幅に追加し「医療面接」等の中項目を追加

第 3～12 章：国内外の最新の知見等を更新

第 10 章：医療機関一学校等の関係者間連携と説明をコラムとして新設

第 13 章：罹患後症状の診断書や意見書の記載例を新設

第 14 章：症例集を新設

※新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業「新型コロナウイルス感染症による他疾患を含めた医療・医学に与えた影響の解明に向けた研究（入院患者と住民を対象とした、大規模疫学調査）」

(4) 新型コロナウイルス感染症の対応に関する医療機関向けの啓発資材の更新・追加について

先般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和 5 年 9 月 15 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」による変更を踏まえ、一部内容を更新したのでご活用願いたい。

〈更新・追加したリーフレット〉

- ・オンライン診療について
- ・オンライン服薬指導について
- ・位置づけ変更に伴う診療報酬上の特例の取扱いについて
- ・医療機関の設備整備等の支援について

詳細は、厚生労働省 HP を参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/001159189.pdf>

(5) 厚生労働省「令和5年度動物由来感染症対策技術研修会」について

厚生労働省では、動物由来感染対策の知識及び技術の向上に資するため標記研修会を毎年実施しているところだが、今年度も昨年度に引き続き HP での講義資料の公表及び YouTube での動画の配信により実施するので、講義資料をご確認願いたい。

〈講義の内容〉

- ①SFTS 等の最新の動物由来感染症の発生状況について
- ②オズウイルス感染症の発生について
- ③蚊媒介感染症の最新の状況について
- ④検疫所における蚊媒介感染症対策について
- ⑤鳥インフルエンザウイルスの野生動物における感染状況と今後のリスクについて
- ⑥ワンヘルス推進に向けた徳島県の取組について

詳細は、厚生労働省 HP を参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00406.html

4、ホームページ会員向けサイトへの「お知らせ」掲載一覧

- 10/26 (木) 感染症週報令和5年第42 週 (10/16～10/22)
- 10/26 (木) 新型コロナウイルス感染症の対応に関する医療機関向けの啓発資料について
- 10/27 (金) 【滋賀県病院協会】研修医および若手医師のためのフォーラム開催について
- 10/30 (月) 湖南広域休日急病診療所 診療 (受付) 状況速報 10月29日
- 11/1 (水) 【大津赤十字病院】ご紹介患者さま担当医師名一覧表等
- 11/1 (水) 予防接種法に基づく副反応疑い報告制度について (周知依頼)
- 11/2 (木) 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」の改訂について (16版)
- 11/2 (木) 感染症週報令和5年第43週 (10/23～10/29)
- 11/2 (木) 【滋賀県発】季節性インフルエンザの注意報の発令について
- 11/2 (木) 「滋賀の医療福祉を守り育てる」県民フォーラムの開催について
- 11/6 (月) 湖南広域休日急病診療所 診療 (受付) 状況速報 11月3日・11月5日
- 11/9 (木) 感染症週報令和5年第44週 (10/30～11/5)
- 11/10 (金) 抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給について
- 11/13 (月) 湖南広域休日急病診療所 診療 (受付) 状況速報 11月12日
- 11/17 (金) 感染症週報令和5年第45週 (11/6～11/12)
- 11/20 (月) 令和5年度滋賀県肝炎医療コーディネーター養成研修および滋賀県肝炎医療コーディネーターフォローアップ研修の開催について
- 11/20 (月) 湖南広域休日急病診療所 診療 (受付) 状況速報 11月19日
- 11/21 (火) 滋賀県感染症発生動向調査 感染症月報 2023年10月

5、滋賀県医師会 講演会・研修会等のご案内…………… (総務資料 9) p. 48

6、滋賀県医師会 11 月以降 行事予定表…………… (総務資料 10) p. 49

(1) 代議員会・表彰式・受章者顕彰会の日程について

令和5年12月7日 (木) 琵琶湖ホテル

- | | | |
|-------------|-----------------------------|---------|
| 15:00～16:00 | 第225回臨時代議員会 | 3階「瑠璃」 |
| 16:15～16:45 | 令和5年度表彰式 | 3階「瑠璃」 |
| | (永年役員功労表彰、永年会員功労表彰、医療従事者表彰) | |
| 17:00～ | 受章者顕彰会 | 2階「ローズ」 |

(2) 滋賀県医師会新春懇談会の日程について

令和6年1月11日(木) 琵琶湖ホテル

14:30～16:00 滋賀県医師会、地域職域医師会会長会議

16:00～17:00 滋賀県医師連盟代表者会

17:00～19:00 新春懇談会

7、当医師会の12月行事予定表……………(総務資料11) p.54

☆☆☆医協連絡事項☆☆☆

1. 年末年始の医療用品カタログ「GooDs」ご注文について

年末年始休業に伴い、医療用品カタログ「GooDs」の取り扱いとは下記のとおりです。お急ぎの商品については余裕をもってご注文いただきますようお願いいたします。

ご注文日	受付日
令和5年12月28日(木)15時まで	通常受付（当日受付）
令和5年12月28日(木)15時以降から令和6年1月4日(木)	令和6年1月5日(金)受付
令和6年1月5日(金)から	通常受付

その他消耗品（用紙類含む）については、令和5年12月20日(水)までにご注文ください。

2. 最新医療機器情報カタログ2023-2024「MEガイド vol.22」のご案内

全国の医師協同組合との連携による、最新医療機器情報カタログ「MEガイド vol.22」を11月下旬に医療機関宛にお送りいたします。各メーカーの医療器械を比較・検討できる、ドクターの立場に立った大変便利で見やすいガイドブックです。お問い合わせは巻末のFAX オーダーシートをご利用のうえ、医師協同組合まで第一報をお願いいたします。

3. 団体所得補償保険のご案内

団体所得補償保険とは、病気やケガで働けなくなった際に月額最大300万円まで補償される保険です。加入時には医師の審査も不要で、簡単な健康状態の告知で加入いただくことが可能です。

詳しくは当組合ホームページからオリジナル動画をご視聴いただくか、福祉課宛てにご連絡をお願いいたします。（動画は右記のQRコードからもご覧いただけます）

<説明動画>



告知内容 ※ ご回答がすべて「いいえ」の方はご加入いただけます	
(1)	告知日現在、病気やケガで入院中ですか。または告知日以降に入院もしくは手術の予定がありますか。※ 医師からすすめられている場合や医師と相談している場合を含みます。
(2)	告知日から過去1年以内に、病気で継続して10日以上入院したことがありますか。
(3)	告知日から過去2年以内に、 ①「がん」「上皮内がん」「精神の病気」と医師に診断されたことがありますか。 ②「がん」「上皮内がん」「精神の病気」で医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことや、検査・治療・投薬・入院をすすめられたことがありますか。 ※ 医師より病気・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中を含みます。

4. 年末年始の事務局対応について

令和5年12月29日(金)から令和6年1月4日(木)の期間、年末年始休業とさせていただきます。期間中はご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

令和6年1月5日(金)から平常業務とさせていただきます。

お問い合わせ：滋賀県医師協同組合 TEL:077-516-8660 FAX:077-553-6770

1. 健康診査の現状・課題

(現状)

後期高齢者の健康診査（以降、「健診」と言う）の目的：生活習慣病やその他の疾病の早期発見

- 平成27年度から下記の対象者については、かかりつけ医等による健康管理を行っていただいていることから、県内全市町で除外対象者として取り扱ってきた。

- 生活習慣病で医療機関に定期的に受診している者（血液検査を行っている者に限る）
- 要介護・要支援認定を受けている者（医療機関で血液検査を行っている者に限る）

(課題)

- 令和2年度から高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施がスタートし、事業における地域課題の把握、対象者の抽出や事業評価のために、健診の結果が今までよりも多く用いられ、事業実施に支障が出てきた。
- 広域連合としても、健康・医療情報に基づいた効果的かつ効率的な高齢者保健事業を実施するにあたり、現状では、偏ったデータ（生活習慣病で受診のない対象者のみのデータ）しか収集できないため、全体の状況把握、当広域における健康課題を明確にできず、データに基づいた事業推進に支障がある。

2. 国による健康診査の方針の変更

(現状)

特定健診においては、除外告示にて対象外の者を示されているが、後期の健診の場合、各広域連合の判断によるとされていた。（健診の対象者を明確にされていなかった。）そのため、特定健診に準じて対象外を設定している広域連合（31広域）や、生活習慣病治療中者を除外している広域連合（19広域）など、広域連合によって設定状況が異なっていた。



(令和6年度から)

- データヘルス計画の標準化の推進を目的とし、後期の対象外者を特定健診と同様の内容に見直すこととされた。
⇒令和5年度を広域連合における準備期間とし、第3期データヘルス計画が開始する令和6年度より後期高齢者健康診査の対象者を明確にすることとされた。（4月6日付け厚労省高齢者医療課通知）

3. 健康診査の見直し

健診対象者の見直し

・現状、健診対象者が被保険者の約3割と少なく、前述した課題もあることから、滋賀広域として市町とともに検討を重ねた結果を踏まえ、また、国の方針として「**特定健診と同様の内容に見直す**」とされたことを受け、当広域としても令和6年度から国の方針に従い、**長期入院者および施設入所者のみ対象者から除外し、それ以外の方については健診の対象者**とすることで決定した。

(見直しによる影響)

	令和4年度実績	令和5年度見込数	令和6年度見込	対象者増数	増加率 (対R4年度実績比)
健診対象者	55,928	60,560	198,840	142,912	3.6倍
健診受診者	16,945		40,743	23,798	2.4倍

基本的な考え方

後期高齢者は、生活習慣病で医療機関に定期的に受診している方が多く、そのような方は、主治医のもと、医学的管理の一環として、その個人に必要な健康チェックを受けていると考えられるため、これまでは健診の対象外としていた。

しかしながら、通院で行う検査は治療中の病気に関する項目に限られ、健診の項目全てを網羅しているわけではないことから、健診除外となった方の中には、医療受診や保健指導等が必要な方も多く含まれる可能性がある。

以上のことから、**自覚症状のない病気を早期発見するとともに、毎年「健診」を受けて、被保険者自身に健康状態を把握してもらうためにも、通院している方にも健診は必要である。**

4. 健診受診者増加による懸案事項について

- 医療機関の受け入れ体制への懸念：**特に健診受診券送付直後に受診者が集中すると予想される。**
- 検査機関等の体制への懸念：医療機関同様に検査代行機関や健診データ電子化・請求代行機関についても、大幅に受診者が増えることで、受け入れ体制について懸念される。

(対応策)

- 初年度については、今回新たに対象者となる「生活習慣病受診者」（対象者の約70％）については、例年8～10月頃に実施している健診受診勧奨通知を原則送付しないこととする。
- 被保険者への制度変更周知の際に、①受診券送付直後は受診が集中するため、時期をずらすようお願いすること、②受診者が増えるため、健診結果の返送に時間がかかること、の2点について周知する。

5. 草津栗東医師会圏域の実施状況等について

(健診実施状況及び見直しによる影響)

	実施期間 (R4)	受診勧奨送付日 (R4)		令和4年度実績	令和6年度見込	対象者増数	増加率 (対R4年度比)
草津市	受診券到着後 (5月末頃) ～2月28日	未実施	健診対象者	4,850	16,450	11,600	3.4倍
			健診受診者	1,511	3,487	1,976	2.3倍
			(参考) 受診率	31.2%	21.2%		
栗東市	6月1日～11月30日 (※希望により12 月末迄延長可)	9月9日	健診対象者	2,211	7,080	4,869	3.2倍
			健診受診者	875	1,906	1,031	2.2倍
			(参考) 受診率	39.6%	26.9%		
合計			健診対象者	7,061	23,530	16,469	3.3倍
			健診受診者	2,386	5,393	3,007	2.3倍

6. 被保険者への周知・啓発について

健診実施時に混乱が生じないよう、対象者への制度変更に係る十分な周知・啓発に努める。

・事前（令和5年度中～）の周知・啓発

- ① 健診制度変更を分かりやすく説明したリーフレット等を作成し、2月頃から市町の窓口ならびに医療機関にて配布。
※医療機関に受診される方への周知・啓発について、実施医療機関にもご協力をお願いしたい。（リーフレットの配布、ポスターの掲示等）
- ② 市町の広報誌において、健診制度変更に係る記事を掲載し、周知・啓発に努める。

・実施年度の周知・啓発

- ③ 健診受診券送付時には、対象者全員に対して、健診制度変更に係るリーフレットを同封。
- その他にも、確実に対象者に必要な情報が届くよう、様々な媒体での周知・啓発を検討していく。

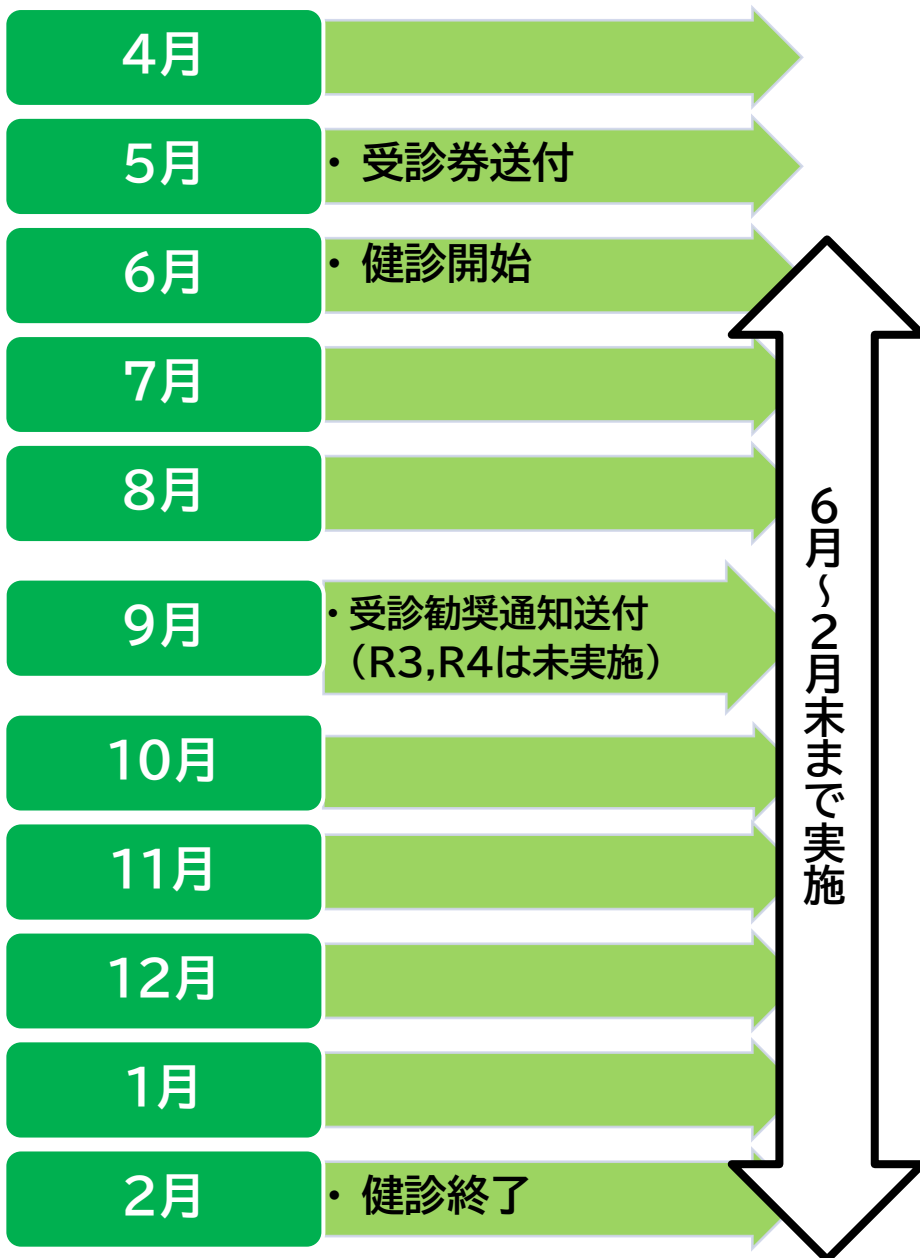
後期高齢者健康診査の見直しについて (追加資料)

草津市役所 保険年金課
栗東市役所 健康増進課

年間スケジュール(後期高齢)

現状

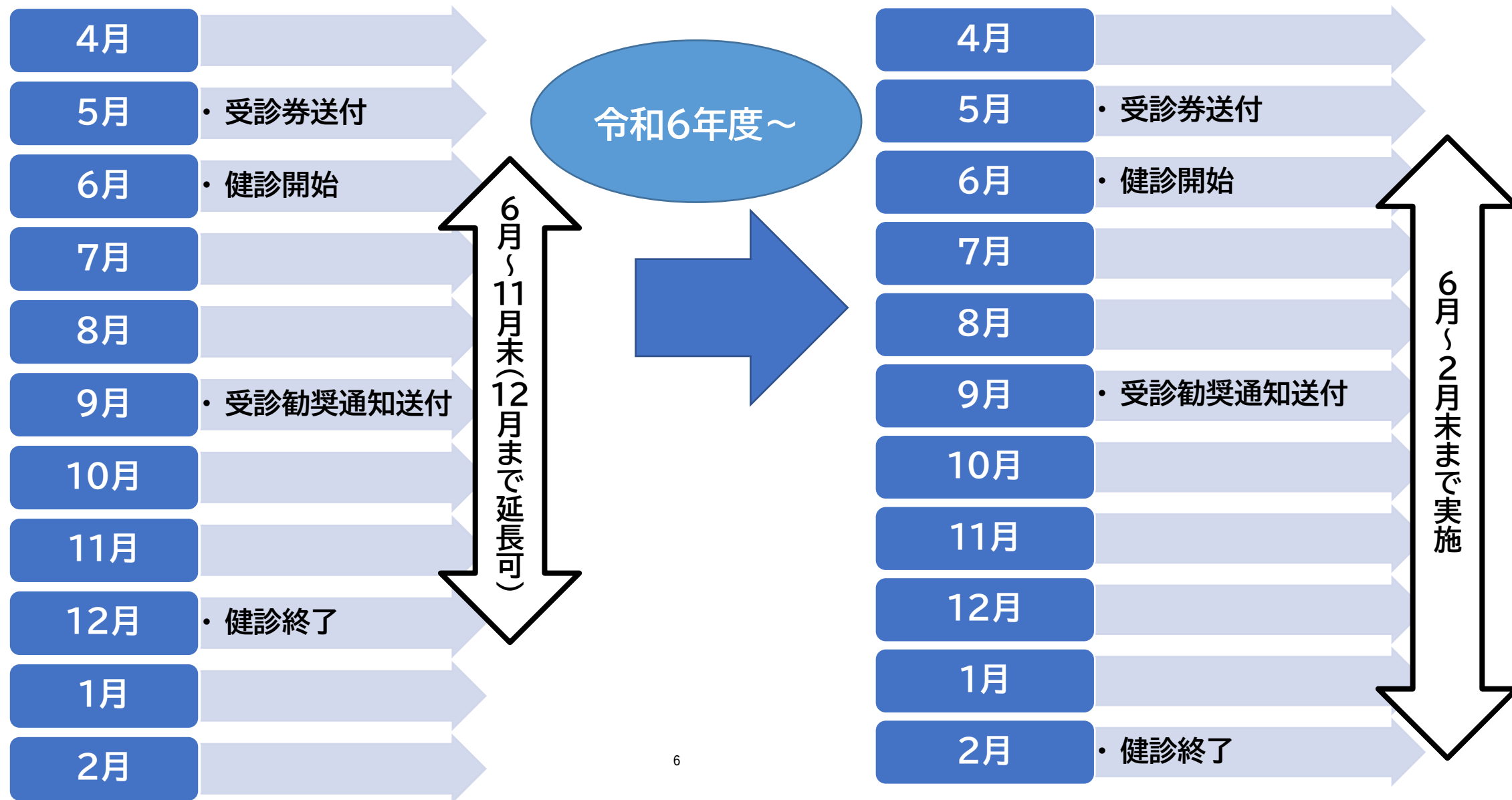
草津市



栗東市



栗東市の変更点(後期高齢)



年間スケジュール(特定健診)

参考

草津市

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

・ 受診券送付

・ 健診開始

・ 集団健診実施
・ 1回目受診勧奨

・ 集団健診実施
・ 2回目受診勧奨

・ 集団健診実施

・ 集団健診実施
・ 3回目受診勧奨

・ 集団健診実施

・ 集団健診実施(がん検診のみ)

栗東市

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

・ 受診券送付

・ 健診開始

・ 集団健診実施
・ 1回目受診勧奨

・ 集団健診実施

・ 2回目受診勧奨

・ 情報提供依頼勧奨
・ 健診終了

6月～2月末まで実施

6月～11月末(12月末まで延長可)

後期高齢者健康診査の受診勧奨について

- 毎年6月頃に滋賀県後期高齢者医療広域連合より、受診勧奨実施に関する調査がある。
- 受診勧奨の実施の有無・時期の決定については、各市町の判断による。

令和6年度から新たに対象者となる「生活習慣病受診者」については受診勧奨通知を発送しない方針。

受診勧奨 内容		草津市	栗東市
	～令和5年度	・広報くさつ、市ホームページにて健診開始について周知 ・例年9月～10月上旬頃までに後期高齢者医療広域連合より、未受診者に対して受診勧奨通知発送。 (R3,R4は新型コロナの影響により実施せず)	・広報りっとう、市ホームページにて健診開始について周知 ・9月上旬に後期高齢者医療広域連合より、未受診者に対して受診勧奨通知発送。
	令和6年度～	・受診勧奨方法は変更なしだが、実施するかは未定	・受診勧奨方法は変更なし(例年通り生活習慣病者へは送付しない)

受診時期の周知について

- 両市では、各医療機関においてインフルエンザの予防接種や感冒症状等で多忙となる時期の健診受診を避けてもらうための別紙案内文を受診券発送時に同封し、受診時期について周知を行う。

(案)

後期高齢者医療制度へ加入されている皆様へ

後期高齢者健康診査の早期受診に ご協力ください



今年度は新型コロナウイルスワクチンの接種やインフルエンザの予防接種等のため、冬季は医療機関が大変混雑します。

年に1回の健康診査は、できるだけ、感染症が流行しやすくなる冬季までに受診してください。

安全・安心な医療体制、医療保険制度の確保のため、皆様のご協力をお願い申し上げます。

- ・感染症の拡大状況によっては、受診困難な場合があります。
受診にあたっては、必ず事前に医療機関にご確認ください。

一般社団法人 草津栗東医師会

草津市・栗東市

令和5年11月20日

會員・組合員各位

滋賀県医師会
滋賀県医師協同組合

「第6回全国医師ゴルフ選手権大会」参加申込みについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、日本医師会、全国医師協同組合連合会の共催で行われます「第6回全国医師ゴルフ選手権大会」の開催要領が別紙のとおりまいりました。

参加希望者は、下記参加申込書に必要事項を記入のうえ、滋賀県医師協同組合まで FAX にて申込みをお願いいたします。

なお、「チャンピオン戦」については、都道府県医師会から 2 名の推薦となりますので、申込多数の場合、参加希望者同士で選考いただくこととしておりますのでご了承ください。
(選考については滋賀県医師会、滋賀県医師協同組合は関与いたしません)

また、「チャンピオン戦」参加希望者で、仮に選考されなかった場合に「一般戦」の参加を希望される方は、両方の申込みをお願いいたします。（チャンピオン戦に選考された方は一般戦のエントリーを取り消します）

なお、「一般戦」についても申込多数の場合は、大会事務局（全国医師協同組合連合会）において抽選となる可能性もありますので予めご了承ください。

第6回全国医師ゴルフ選手権大会参加申込書

令和6年5月3・4日に開催される当大会に参加を申し込みます。

申込み締切日：令和5年12月15日（金）必着 ※ FAX 送信面にご注意ください。

会員・組合員 氏名	フリガナ		
所属地域医師会	() 医師会		
生年月日	年 月 日	満年齢	() 歳
電話番号		携帯電話番号	
メールアドレス			
(参考) ハンデ			
申込戦	☐ チャンピオン戦 ☐ 一般戦 ※ 片方または両方に ☒		

滋賀県医師協同組合 FAX 番号：077-553-6770

第6回全国医師ゴルフ選手権大会開催要領

開催日：

令和6年5月3日（金・祝）10：30頃～

練習ラウンド（チャンピオン戦代表選手先優先：先着順）

令和6年5月4日（土・祝）7：00頃～

本戦競技（「チャンピオン戦」スタート、全組スタート後、「一般戦」が順次スタート）

開催コース：岐阜関カントリー倶楽部 東コース（岐阜県関市）

開催趣旨：ゴルフ競技を通じて会員相互の親睦・研鑽を図る

開催形式：日本医師会、全国医師協同組合連合会の共催

【チャンピオン戦（各都道府県2名、MAX94名24組）】

参加資格：日本医師会会員

競技方法：バックティ使用 18Hストロークプレー（スループレイ）

団体戦（2名スコア合計）および個人戦を実施

- ・ 都道府県医師会から代表2名を推薦

【一般戦（MAX48名12組）】

参加資格：日本医師会会員かつ全医協連所属の医師協同組合の組合員

競技方法：レギュラートィ（ホワイト）使用

18Hストロークプレー（スループレイ） 新ペリア方式

70歳以上：シニアティ（イエロー）使用可

女性：レディスティ（レッド）使用可

個人戦のみ実施

- ・ チャンピオン戦の全組スタート後、別競技として開催
- ・ 経費については全て個人負担です。（手配等も含む）
（往復交通費、宿泊費、参加費 ※ 参加費はプレーフィーを含む 35,000 円予定）
- ・ 競技説明会は実施されず、事前に説明文書が送付されます。
- ・ 事務局主催によるパーティーは行われません。
- ・ 表彰式では軽食とノンアルコール飲料を提供します。詳細は決定次第、参加選手にご案内します。
- ・ 宿泊、ゴルフ場への送迎は各自で手配いただくこととなります。

新型コロナウイルス感染症の感染状況や経済状況により、開催の中止を含む、開催内容を変更することがあります。あらかじめご理解のほどお願いいたします。

新型コロナワクチン接種について

令和5年11月25日 草津市・栗東市

1. 接種実績（11月12日時点VRSより【滋賀県提供資料より抜粋】）

①【12歳以上】秋開始接種（令和5年9月20日～）の接種状況

草津市		栗東市		滋賀県		全国	
接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率
18,107回	14.8%	7,554回	12.2%	177,710回	14.0%	17,169,960回	15.1%

※人口は令和5年1月1日(4日)時点の住民基本台帳による

草津市人口

122,422人

栗東市人口

61,893人

滋賀県人口

1,266,692人

全国人口

113,919,349人

②小児（5～11歳）接種の状況

	草津市		栗東市		滋賀県		全国	
	接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率
1回目	1,848回	18.7%	918回	18.0%	16,565回	17.9%	1,767,931回	24.5%
2回目	1,802回	18.3%	893回	17.5%	15,923回	17.2%	1,713,380回	23.8%
3回目	808回	8.2%	340回	6.7%	6,632回	7.2%	727,583回	10.1%
4回目	231回	2.3%	63回	1.2%	1,673回	1.8%	205,858回	2.9%
5回目	41回	0.4%	10回	0.2%	313回	0.3%	42,239回	0.6%
6回目	0回	0.0%	0回	0.0%	0回	0.0%	193回	0.0%

※人口は令和5年1月1日(4日)時点の住民基本台帳による

草津市人口

9,863人

栗東市人口

5,097人

滋賀県人口

92,555人

全国人口

7,209,954人

③乳幼児（6か月～4歳）接種の状況

	草津市		栗東市		滋賀県		全国	
	接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率
1回目	206回	3.8%	78回	2.4%	1,350回	2.7%	183,560回	4.3%
2回目	197回	3.6%	74回	2.3%	1,248回	2.5%	169,548回	4.0%
3回目	171回	3.1%	56回	1.7%	999回	2.0%	134,461回	3.1%
4回目	13回	0.2%	12回	0.4%	132回	0.3%	19,067回	0.4%

※人口は令和5年1月1日(4日)時点の住民基本台帳による

草津市人口

5,446人

栗東市人口

3,230人

滋賀県人口

50,674人

全国人口

4,279,278人

2. 両市の接種体制について

●集団接種（12歳以上追加接種）

	接種会場	期間	使用ワクチン	運営形態
栗東市	アル・プラザ栗東	12月2日（土）、3日（日）、9日（土） 時間：13時～17時 ※集団接種は12月9日をもって終了。 コールセンターは12月28日で閉鎖。	ファイザー社 オミクロン株 XBB.1.5 対応 1 価 ワクチン	株式会社ウェルネス トコミュニケーションズ委託
設備の整った病院での接種：淡海医療センター、済生会滋賀県病院				

※草津市は11月26日（日）をもちまして集団接種を終了します。また、コールセンターも同日に閉鎖いたします。

●個別接種

	3回目以降の接種		初回接種		小児接種	乳幼児接種	医療機関数
	オミクロン株 XBB.1.5 対応 1 価ワクチン	うち条件なし	XBB.1.5	ノババックス			
草津市	53	24	49	2	6	5	101
栗東市	21	10	20	0	4	4	46
計	74	34	69	2	10	9	147

3. その他（情報提供）

●令和5年秋開始接種に係る個別接種のご協力について（継続依頼）

草津市は11月26日（日）、栗東市は12月9日（土）で、両市ともに集団接種が終了となります。お忙しいところ大変恐縮ではございますが、特例臨時接種期間である令和6年3月31日（日）までは、希望者への個別接種に引き続きご協力を賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

●第一三共社の12歳以上用新型コロナワクチン（オミクロン株（XBB.1.5）の1価ワクチン）について令和5年秋開始接種に使用する第一三共12歳以上用1価ワクチン（XBB.1.5）について、11月27日の国の審議会において承認の可否が議論される見込みです。

※以下、令和5年11月17日時点の薬事承認前の情報のため、すべて予定の情報になります。

特性	第一三共（オミクロン株 XBB.1.5 の1 価ワクチン） 12歳以上用の製剤
キャップカラー	イエロー
希釈	希釈不要
接種時期	追加接種（3回目以降）
対象・接種量	12歳以上：0.6ml
1バイアルの単位	2回分
保管温度	凍結を避け、2～8℃：7か月

●令和6年度以降の接種に関して

現時点で特記なし。

令和6年度特定健診・保健指導等
集合契約にかかる滋賀県医師会と
代表保険者との打合せ会
令和5年10月27日（金）

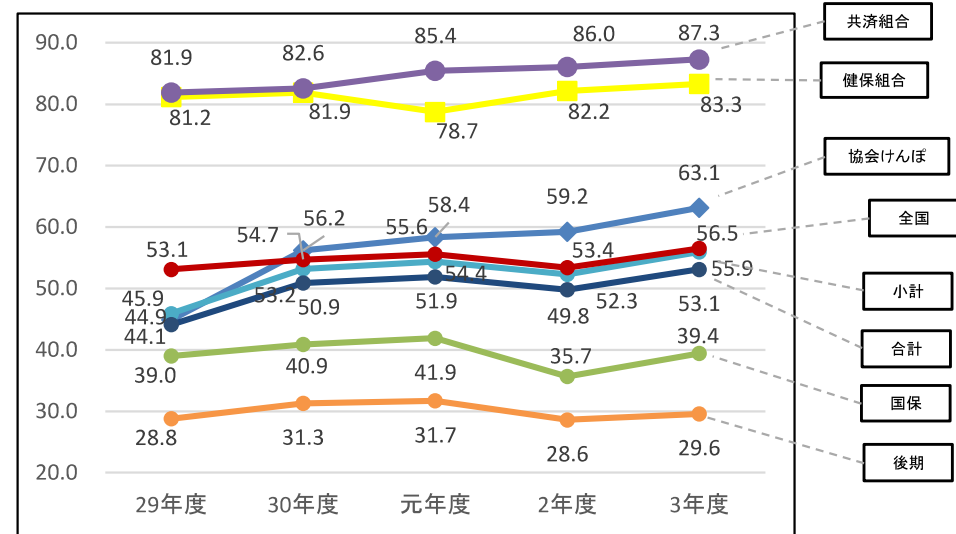
資料
1

年度別 医療保険者別 特定健診等受診率（平成29～令和3年度）

単位：％

医療保険者	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
協会けんぽ	44.9	56.2	58.4	59.2	63.1
健保組合	81.2	81.9	78.7	82.2	83.3
国保	39.0	40.9	41.9	35.7	39.4
共済組合	81.9	82.6	85.4	86.0	87.3
小計	45.9	53.2	54.4	52.3	55.9
後期高齢者医療	28.8	31.3	31.7	28.6	29.6
合計	44.1	50.9	51.9	49.8	53.1
全国(74歳未満)	53.1	54.7	55.6	53.4	56.5

※「国保」は、国保組合を含めた受診率です。

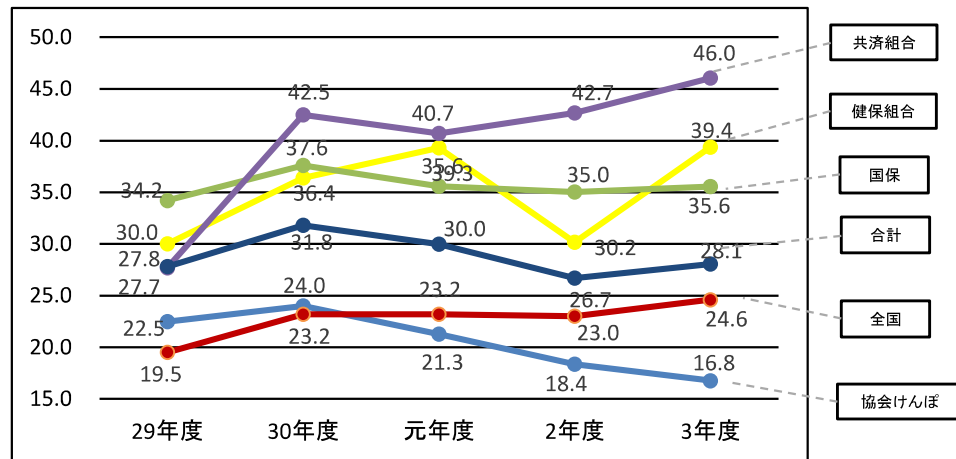


年度別 医療保険者別 特定特定保健指導実施率（平成29～令和3年度）

単位：％

医療保険者	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
協会けんぽ	22.5	24.0	21.3	18.4	16.8
健保組合	30.0	36.4	39.3	30.2	39.4
国保	34.2	37.6	35.6	35.0	35.6
共済組合	27.7	42.5	40.7	42.7	46.0
合計	27.8	31.8	30.0	26.7	28.1
全国(74歳未満)	19.5	23.2	23.2	23.0	24.6

※「国保」は、国保組合を含めた受診率です。



治療中患者情報提供票の請求状況

○国保連合会受付分

市町名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	R5年度							計	前年 同月比
												4月	5月	6月	7月	8月				
大 津 市	8	14	6	14	10	17	19	44	40	37	38	0	1	1	11	7	20	250.0%		
彦 根 市	158	105	90	174	273	221	363	365	434	287	325	0	0	0	39	55	94	103.3%		
長 浜 市	205	353	314	357	387	379	417	400	298	306	241	2	0	0	26	37	65	86.7%		
近 江 八 幡 市	141	69	43	18	6	16	34	35	37	30	28	0	0	4	5	1	10	76.9%		
東 近 江 市	10	22	15	12	24	12	14	13	9	5	7	0	1	0	2	0	3	75.0%		
草 津 市	17	21	27	27	30	32	26	32	24	40	30	0	0	0	0	3	3	50.0%		
守 山 市	9	13	8	8	7	10	10	32	45	38	37	0	0	0	2	0	2	33.3%		
野 洲 市	6	2	3	0	4	4	5	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	—		
湖 南 市	80	4	3	3	16	13	28	26	31	17	10	0	0	0	0	0	0	0.0%		
甲 賀 市	83	82	149	123	105	102	120	132	122	131	92	13	0	11	16	18	58	113.7%		
高 島 市	17	80	134	268	316	381	367	436	462	476	453	5	1	38	55	42	141	86.0%		
米 原 市	121	159	177	162	114	81	78	96	54	75	93	1	0	1	16	8	26	68.4%		
栗 東 市	7	5	9	12	5	1	7	12	9	5	2	0	0	0	0	1	1	—		
日 野 町	198	121	115	131	118	126	142	119	138	110	14	0	0	0	4	1	5	71.4%		
竜 王 町	63	60	38	28	26	27	5	0	5	6	2	0	0	0	0	0	0	—		
愛 荘 町	35	35	16	58	61	57	66	54	76	51	34	0	0	1	4	2	7	50.0%		
豊 郷 町	2	2	11	8	5	3	4	5	5	2	5	0	0	0	0	0	0	—		
甲 良 町	2	1	1	4	0	0	1	8	9	2	3	1	0	0	0	0	1	100.0%		
多 賀 町	27	14	11	23	17	12	16	15	15	6	5	0	0	0	0	2	2	66.7%		
合 計	1, 189	1, 162	1, 170	1, 430	1, 524	1, 494	1, 722	1, 827	1, 814	1, 625	1, 419	22	3	56	180	177	438	90.9%		

○市町への直接報告分

市町名	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	R5年度						
												4月	5月	6月	7月	8月	計	前年 同月比
東 近 江 市	485	491	473	459	481	230	314	382	340	302	302	0	10	15	53	51	129	96.3%
日 野 町	0	81	95	102	105	106	90	65	51	56	149	7	34	17	40		98	102.1%
合 計	485	572	568	561	586	336	404	447	391	358	451	7	44	32	93	51	227	98.7%

総合計	1, 674	1, 734	1, 738	1, 991	2, 110	1, 830	2, 126	2, 274	2, 205	1, 983	1, 870	29	47	88	273	228	665	93.4%
-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	----	----	----	-----	-----	-----	-------

令和6年度 委託料単価

1. 特定健康診査の料金

40歳～74歳

区 分		市町国保		前年 度比	集合契約B (健保組合・国保組合等)		前年 度比
		税抜	税込		税抜	税込	
基本項目		7,828 円	8,611 円	0 円	7,888 円	8,677 円	0 円
詳細 項目	貧血検査	210 円	231 円	0 円	585 円	644 円	0 円
	心電図検査	1,300 円	1,430 円	0 円	1,300 円	1,430 円	0 円
	眼底検査	3,440 円	3,784 円	0 円	3,440 円	3,784 円	0 円
	血清クレアチニン・eGFR	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
追加健診 (HbA1c、血清クレアチニン・eGFR、尿酸、尿潜血)		582 円	640 円	0 円			
治療中患者情報提供		3,000 円	3,300 円	0 円			

2. 後期高齢者健康診査の料金

75歳～

区 分	税抜	税込	前年 度比
基本項目	7,828 円	8,611 円	0 円
追加健診(血清クレアチニン・eGFR)	0 円	0 円	0 円

3. 特定保健指導

動機付け支援: 40歳～74歳(動機付け支援相当40歳～74歳)、積極的支援: 40歳～64歳

区 分	税抜	税込	前年 度比
動機付け支援	8,572 円	9,429 円	0 円
積極的支援	33,334 円	36,667 円	0 円

第四期 特定健診・特定保健指導の変更項目一覧（健診等請求機関に影響のあるもののみ抜粋）

1. 特定健診の見直し

No.	項目	現行	改定後	確認事項等
1	血中脂質検査	中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール又はNon-HDLコレステロール	中性脂肪(空腹時中性脂肪、やむを得ない場合には随時中性脂肪(空腹時(絶食10時間以上)以外に採血を行う)により脂質検査を行うことを可とする。)、HDLコレステロール、LDLコレステロール又はNon-HDLコレステロール	食後時間の項目に応じて、空腹時中性脂肪と随時中性脂肪を自動的に振り分けていただく必要があります。 なお、随時中性脂肪については食直後を除くとされていることから、「食後3.5時間以上10時間未満」に限られます。※7/31通知により削除
2	標準的な質問票	(喫煙) 現在たばこを習慣的に吸っている。(※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計100本以上、又は6ヶ月以上吸っている者」であり、最近1ヶ月間も吸っている者) ①はい ②いいえ	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。(※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、 <u>条件1と条件2を両方満たす者である。</u> <u>条件1:最近1か月間吸っている</u> <u>条件2:生涯で6か月間以上吸っている、又は合計100本以上吸っている</u>) ①はい(条件1と条件2を両方満たす) ②以前は吸っていたが、最近1か月間は吸っていない(条件2のみ満たす) ③いいえ(①②以外)	回答項目に変更があるため、OCR受診票および電子化に係る改修が必要と思われます。
		(飲酒) お酒(日本酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度はどのくらいですか。 ①毎日 ②時々 ③ほとんど摂取しない	お酒(日本酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度はどのくらいですか。(※「やめた」とは、過去に月1回以上の習慣的な飲酒歴があった者のうち、最近1年以上酒類を摂取していない者) ①毎日 ②週5～6日 ③週3～4日 ④週1～2日 ⑤月に1～3日 ⑥月に1日未満 ⑦やめた ⑧飲まない(飲めない)	回答項目に変更があるため、OCR受診票および電子化に係る改修が必要と思われます。
		(飲酒) 飲酒日の1日当たりの飲酒量 日本酒1合(180ml)の目安: ビール500ml、焼酎(25度(110ml))、ウイスキーダブル1杯(60ml)、ワイン2杯(240ml) ①1合未満 ②1～2合未満 ③2～3合未満 ④3合以上	飲酒日の1日当たりの飲酒量 日本酒1合(アルコール度数15度・180ml)の目安: ビール(同5度・500ml)、焼酎(同25度・約110ml)、ワイン(同14度・約180ml)、ウイスキー(同43度・60ml)、缶チューハイ(同5度・約500ml、同7度・約350ml) ①1合未満 ②1～2合未満 ③2～3合未満 ④3～5合未満 ⑤5合以上	回答項目に変更があるため、OCR受診票および電子化に係る改修が必要と思われます。
		(保健指導) 生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか ①はい ②いいえ	生活習慣の改善について、これまでに特定保健指導を受けたことがありますか。 ①はい ②いいえ	回答項目に変更はありませんが質問内容が変更されるため、OCR受診票の記載内容の変更が必要と思われます。

2. 特定保健指導の見直し

No.	項目	現行	改定後	確認事項等
1	評価体系の見直し (積極的支援)	支援A(積極的関与タイプ)及び支援B(励ましタイプ)によるポイント制とし、支援Aのみで180ポイント以上、又は支援A(最低160ポイント以上)と支援Bの合計で180ポイント以上の支援を実施する。	支援Aと支援Bの区別を廃止。	特定保健指導実施機関へ変更内容の周知が必要です。
		各支援内容において時間ごとにポイントを加算する。	時間に比例したポイント設定ではなく、介入1回ごとの評価とする。 ICTを活用した場合も同水準の評価とする。	特定保健指導実施機関へ変更内容の周知が必要です。
		ポイント制(180ポイント)によるプロセス評価により実施する。 ※モデル実施としてアウトカム評価もあり。	アウトカム評価の導入。 ・腹囲2cm、体重2kg減 ・生活習慣病予防につながる行動変容(食習慣等の改善)、腹囲1cm、体重1kg減 ※モデル実施は廃止。	特定保健指導実施機関へ変更内容の周知が必要です。
2	初回面接分割実施の条件緩和 (積極的支援)	すべての検査結果が判明しない場合でも、特定健診受診当日に初回面接の分割実施(初回①)を可能とする。	すべての検査結果が判明しない場合でも、特定健診受診当日から1週間以内において初回面接の分割実施(初回①)を可能とする。	特定保健指導実施機関へ変更内容の周知が必要です。

健診等内容表

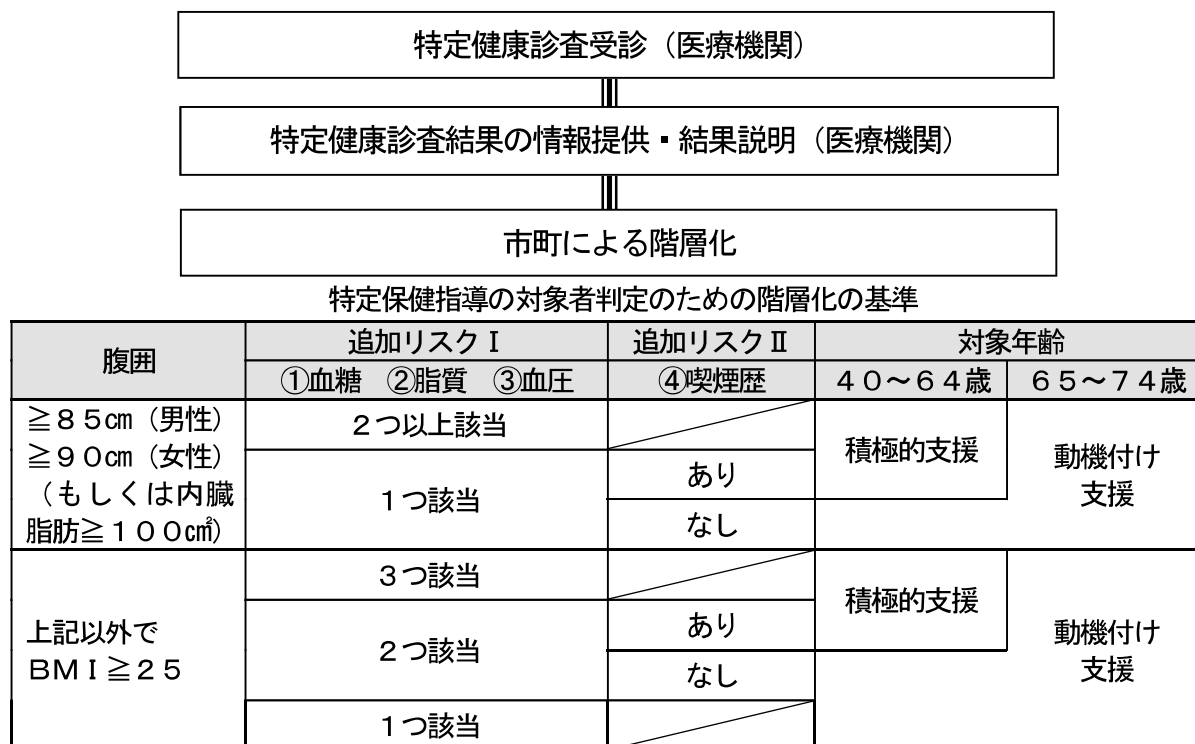
1. 特定健康診査等の健診内容

区分		内容	
特定健康診査 ※2	基本的な健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)※1	
		自覚症状及び他覚症状の検査	
		身体計測	身長
			体重
			腹囲
			BMI
		血圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査 (中性脂肪はどちらかの項目の実施で可)	空腹時中性脂肪
			随時中性脂肪 ※7
			HDL-コレステロール
			LDL-コレステロール
		肝機能検査	AST(GOT)
			ALT(GPT)
			γ-GT(γ-GTP)
		血糖検査※4	空腹時血糖
			ヘモグロビンA1c(NGSP値)
		尿検査※5	糖
			蛋白
	追加健診	血清クレアチニン及び eGFR ※6	
		尿酸	
		尿潜血	
		ヘモグロビンA1c(NGSP値) ※4	
	詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)※3	貧血検査	赤血球数
			血色素量
			ヘマトクリット値
		心電図検査	
		眼底検査	
		血清クレアチニン及び eGFR ※6	
特定保健指導	動機付け支援	1. 面接による支援(次のいずれか) ①1人20分以上の個別支援(情報通信技術を活用した遠隔面接はおおむね30分以上) ②1グループおおむね80分以上のグループ支援(1グループおおむね8名以下とする。) (情報通信技術を活用した遠隔面接はおおむね90分以上) 2. 実績評価 ①3ヶ月経過後の実績評価を面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙等)で実施 ※詳細は、別添 特定保健指導「動機付け支援」業務仕様書のとおり	
		初回時面接の形態	動機付け支援と同様の支援
	積極的支援	3ヶ月以上の継続的な支援	実施ポイント数
		3ヶ月以上の継続的な支援	主な実施形態

		終了時評価の形態	3ヶ月経過後の実績評価を面接又は通信（電子メール、電話、FAX、手紙等）で実施
--	--	----------	---

- ※1 制度上質問票は必須ではないが、服薬歴や喫煙歴及び既往歴は把握する必要がある。実施機関が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、当該機関にて質問票を準備する。
- ※2 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。なお、実施機関が受診者に連絡したものの結果説明を受けに来ない場合は、実施機関から受診者に結果通知表を郵送するものとする。
- ※3 詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。
- ※4 血糖検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合はヘモグロビンA1cを測定することとする。空腹時においては、空腹時血糖と追加健診としてヘモグロビンA1cを測定することとする。
- ※5 生理中の女性や腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする（この場合甲から乙に委託費用は支払われない）。
- ※6 血清クレアチニン及びeGFRは、追加健診として実施するか詳細な健診の項目として実施するかは医師の判断による。
- ※7 やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪により脂質検査を行うことを可とする。（空腹時とは絶食10時間以上とする。）

特定保健指導階層化の流れ



※ 追加リスクⅠの判定値

①血糖：空腹時血糖 100mg/dl 以上、またはヘモグロビンA1c 5.6% （NGSP値）以上

②脂質：空腹時中性脂肪 150mg/dl 以上、または随時中性脂肪 175mg/dl 以上、
またはHDL 40mg/dl 未満

③血圧：収縮期 130mmHg 以上、または拡張期 85mmHg 以上

※ 喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

※ 65～74歳の者は、積極的支援の分類になった場合でも動機付け支援の対象とする。

※ 糖尿病、高血圧症、脂質異常症の治療に係る薬剤を服用中の者については、継続的に医療機関を受診しているので、生活習慣の改善支援については、医療機関において継続的な医学管理の一環として行われることが適当である。そのため、医療保険者による特定保健指導を義務とはしない。しかしながら、きめ細やかな生活習慣改善支援や治療中断防止の観点から、主治医と保険者が連携した上で保健指導を行うことも可能である。



滋 医 政 第 1105 号
令和 5 年(2023 年)11 月 13 日

一般社団法人滋賀県医師会長
一般社団法人滋賀県歯科医師会長
一般社団法人滋賀県病院協会会長
一般社団法人滋賀県薬剤師会長
公益社団法人滋賀県看護協会会長
一般社団法人滋賀県臨床工学技士会長
公益社団法人滋賀県診療放射線技師会長

様

滋賀県健康医療福祉部医療政策課長
(公 印 省 略)

医療機関における個人情報の適切な取扱い等について(周知)

平素は、本県の保健医療行政の推進に、格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、適切な管理を実施していただいていることと存じますが、県内医療機関において、個人情報が含まれる情報を保存した USB メモリの紛失事例が発生しました。

特に医療分野においては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添、以下「ガイダンス」という。)が策定されておりますことを改めてご承知いただくとともに、貴会員に当該ガイダンスに基づき個人情報を適切に取り扱われるよう周知いただきますようお願いいたします。

また、医療機関において多数の個人情報の紛失や漏えい等の重大な事案が発生した場合には、速やかに保健所あて御連絡くださいますよう、併せて貴会員に周知いただきますようお願いいたします。

滋賀県健康医療福祉部

医療政策課 尾崎

TEL 077-528-3625

FAX 077-528-4859

個 情 第 522 号
産 情 発 0329 第 2 号
薬 生 発 0329 第 29 号
老 発 0329 第 4 号
令 和 5 年 3 月 29 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)
厚生労働省大臣官房
医薬産業振興・医療情報審議官
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
の一部改正について（通知）

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添。以下「ガイダンス」という。）を作成し、その周知を図っているところです。

今般、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）第 51 条の規定により個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個情法」という。）の一部が改正され、令和 5 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、ガイダンスについて、別添 1 のとおり一部改正を行い、別添 2 のとおりとすることとしました。

改正の趣旨、内容等については下記のとおりですので、御了知の上、貴職におかれましては、貴管内の関係機関、関係団体等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

記

第1 改正の趣旨

デジタル社会形成整備法第 51 条の規定により個人情報法の一部が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が新たに個人情報法の適用対象となるとともに、地方公共団体又は地方独立行政法人が運営する病院（大学病院を含む。）及び診療所については、新たに個人情報法上の個人情報取扱事業者の規律の適用対象となる。

これを踏まえ、ガイダンスについて、公立病院等の適用関係の明確化その他所要の改正を行うものである。

第2 改正の内容

1 デジタル社会形成整備法第 51 条による個人情報法の一部改正に伴う改正

個人情報法の一部改正により、地方公共団体又は地方独立行政法人が運営する病院（大学病院を含む。）及び診療所について、個人情報法上の個人情報取扱事業者の規律の一部の適用対象となることから、ガイダンスの主に次の事項において、その適用関係を明確化する。

- ・ I 「3. 本ガイダンスの対象となる「医療・介護関係事業者」の範囲」
- ・ III 「本ガイダンスの対象となる事業者の種別と法の適用関係」
- ・ IV 「13. 保有個人データに関する事項の公表等（法第 32 条）」から「17. 理由の説明、事前の請求、苦情の対応（法第 36 条、第 39 条～第 40 条）」まで

2 その他

○ 令和 4 年 5 月に「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q & A」を改正し、利用目的による制限や第三者提供の制限における公衆衛生目的による例外について、本人の転居等により有効な連絡先を保有していない場合や本人の同意を得ることにより研究の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合が「本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する旨を明確化したことから、同様の内容を記載しているガイダンスの次の事項においても同様に明確化する。

- ・ IV 「3. 利用目的の特定等（法第 17 条、第 18 条）」及び「9. 個人データの第三者提供（法第 27 条）」

○ その他所要の改正を行う。

第3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 I～V （略） 別表 1・2 （略） 別表 3 医療・介護関連事業者の通常の業務で想定される主な事例（法令（ <u>条例を含む。</u> ）に基づく場合） 別表 4～6 （略）	目次 I～V （略） 別表 1・2 （略） 別表 3 医療・介護関連事業者の通常の業務で想定される主な事例（法令に基づく場合） 別表 4～6 （略）
I 本ガイダンスの趣旨、目的、基本的考え方 1. 本ガイダンスの趣旨 本ガイダンスは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）を踏まえ、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号。以下「通則ガイドライン」という。）を基礎とし、法第 6 条及び第 9 条の規定に基づき、法の対象となる病院（ <u>医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいう。以下同じ。</u> ）、診療所（ <u>同条第 2 項に規定する診療所をいう。以下同じ。</u> ）、薬局（ <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第 2 条第 12 項に規定する薬局をいう。以下同じ。</u> ）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する居宅サービス事業を行う者等の事業者等が行う個人情報の適正な取扱いの確保	I 本ガイダンスの趣旨、目的、基本的考え方 1. 本ガイダンスの趣旨 本ガイダンスは、 <u>「個人情報の保護に関する法律」</u> （平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）を踏まえ、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号。以下「通則ガイドライン」という。）を基礎とし、法第 6 条及び第 9 条の規定に基づき、法の対象となる病院、診療所、薬局、介護保険法に規定する居宅サービス事業を行う者等の事業者等が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するための具体的な留意点・事例等を示すものである。

医療・介護関係事業者における 個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス

平成29年4月14日
(令和5年3月一部改正)
個人情報保護委員会
厚生労働省

目 次

I	本ガイドンスの趣旨、目的、基本的考え方.....	1
1.	本ガイドンスの趣旨.....	1
2.	本ガイドンスの構成及び基本的考え方.....	1
3.	本ガイドンスの対象となる「医療・介護関係事業者」の範囲.....	2
4.	本ガイドンスの対象となる「個人情報」の範囲.....	3
5.	個人情報保護委員会の権限行使との関係.....	3
6.	医療・介護関係事業者が行う措置の透明性の確保と対外的明確化.....	3
7.	責任体制の明確化と患者・利用者窓口の設置等.....	4
8.	遺族への診療情報の提供の取扱い.....	4
9.	個人情報が研究に活用される場合の取扱い.....	5
10.	遺伝情報を診療に活用する場合の取扱い.....	5
11.	他の法令等との関係.....	6
12.	認定個人情報保護団体における取組.....	6
II	用語の定義等.....	7
1.	個人情報（法第2条第1項）.....	7
2.	個人識別符号（法第2条第2項）.....	8
3.	要配慮個人情報（法第2条第3項）.....	9
4.	仮名加工情報（法第2条第5項）.....	11
5.	匿名加工情報（法第2条第6項）.....	11
III	本ガイドンスの対象となる事業者の種別と法の適用関係.....	13
IV	医療・介護関係事業者の義務等.....	18
1.	医療・介護関係事業者の義務等にかかる各種定義（法第16条）.....	18
2.	医療・介護関係事業者における取組.....	23
(1)	本人の同意.....	23
3.	利用目的の特定等（法第17条、第18条）.....	25
4.	不適正な利用の禁止（法第19条）.....	29
5.	利用目的の通知等（法第21条）.....	30
6.	個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保（法第20条、第22条） 32	
7.	安全管理措置、従業員の監督及び委託先の監督（法第23条～第25条）.....	36
8.	漏えい等の報告等（法第26条）.....	42
9.	個人データの第三者提供（法第27条）.....	44
10.	外国にある第三者への提供の制限（法第28条）.....	53
11.	第三者提供に係る記録の作成等（法第29条）.....	58
12.	第三者提供を受ける際の確認等（法第30条）.....	64
13.	保有個人データに関する事項の公表等（法第32条）.....	69
14.	本人からの請求による保有個人データ等の開示（法第33条）.....	71
15.	訂正及び利用停止（法第34条、第35条）.....	74

16. 開示等の請求等に応じる手続及び手数料（法第37条、第38条）	77
17. 理由の説明、事前の請求、苦情の対応（法第36条、第39条～第40条）	81
V ガイドンスの見直し等	83
1. 必要に応じた見直し	83
2. 本ガイドンスを補完する事例集の作成・公開	83
別表1 医療・介護関係法令において医療・介護関係事業者で作成・保存が義務づけられてい る記録例	84
別表2 医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される利用目的	86
別表3 医療・介護関連事業者の通常の業務で想定される主な事例（法令（条例を含む。）に基 づく場合）	88
別表4 医療関係資格、介護サービス従業者等に係る守秘義務等	91
別表5 医学研究分野における関連指針	94
別表6 UNESCO国際宣言等	94

滋 健 危 第 1 0 6 6 号
令和 5 年（2023 年）11 月 16 日

各 地 域 医 師 会 御 中

滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課
(公 印 省 略)

医療措置協定の周知について(依頼)

平素より本県の保健医療行政の推進に格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度は、感染症法の改正で規定されました医療措置協定等の内容について、地域医師会の例会等で説明させていただく機会を設けていただき、誠にありがとうございました。

協定の内容について更に理解を深めていただけるよう、医療措置協定に係る資料を作成いたしましたので、お知らせいたします。また、地域医師会会員へ別添資料を周知いただきますようお願い申し上げます。

【担当】

滋賀県健康医療福祉部 健康危機管理課 調査・検査係

TEL 077-528-3584 FAX 077-528-4866

Mail coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp

新たな感染症の発生に備えた 医療措置協定締結のお願い

- ◆新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次期新興感染症の発生とまん延に備えるため、都道府県と医療機関の間で「**医療措置協定**」を締結することが感染症法の改正で規定されました。
- ◆**医療措置協定**とは、新興感染症が起こった時に、感染者等への医療の提供ができる体制を迅速に構築できるように、都道府県と医療機関の間であらかじめ対応内容を約束しておくものです。
- ◆県では、診療所の皆様にこの協定についてご理解を深めていただけるよう、このたび、このようなお便りを発行しました。
- ◆協定の詳細は、説明動画や別添の補足資料①～③(A 概要～E 個人防護具編)で紹介しておりますので、ぜひ、ご覧いただき協定締結についてご協力をよろしくお願いいたします。

滋賀県健康危機管理課 調査・検査係



説明動画では、知事から皆様へのごあいさつがありますので、ぜひ、ご覧下さい！

動画の視聴はこちらの二次元バーコードを読みこむか

もしくは、インターネットで「**滋賀県 医療措置協定**」と検索してください。



～動画の内容～

1. 知事からのごあいさつ(動画:5分53秒)
2. 予防計画および医療措置協定について概要(動画:5分16秒)
3. 発熱外来について(動画:7分48秒)
4. 自宅療養者等への医療の提供および健康観察について概要(3分1秒)
5. その他(人材派遣、個人防護具の備蓄、今後のスケジュール等)(2分27秒)
6. 医療措置協定書(ひな形)の条文(11分59秒)
7. 滋賀県医師会へご協力をお願いしています。(3分56秒)

《お問い合わせ先》

滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課 調査・検査係
メール : coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp
電話 : 077-528-3584

協定締結に向けての意向調査にご協力をお願いします。

- ◆医療措置協定の締結に向けて、まずは皆様に令和5年12月頃、意向調査を実施いたします。
- ◆当調査での回答を基に、令和6年1月上旬頃から、医療措置協定の締結に向けた具体的な協議等を進めさせていただきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

《意向調査の内容》

- ・協定締結の意向 → 参考:補足資料① A:協定の概要
- ・発熱外来や検査の実施について → 参考:補足資料② B:発熱外来編
- ・自宅療養者等への医療の提供および健康観察について → 参考:補足資料③ C:外出自粛対象者編
- ・医療人材の派遣について → 参考:補足資料③ D:人材派遣編
- ・個人防護具の備蓄について → 参考:補足資料③ E:個人防護具編

《実施内容》

- ・令和5年12月頃に意向調査票を各診療所あてに郵送する予定です。
- ・回答期間は、発送から約1カ月程度を想定しています。
- ・回答は、インターネット(しがネット受付サービス)かFAXのいずれかの方法で回答をお願いします。

《お問い合わせ先》

滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課 調査・検査係

メール : coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp

電話 : 077-528-3584

FAX : 077-528-4866

目次

A:協定の概要	…1～2ページ
B:発熱外来編	…3～4ページ
C:外出自粛対象者編	…5ページ
D:人材派遣編	…5ページ
E:個人防護具編	…6ページ

A:協定の概要

1. 医療措置協定とは

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて、感染症法が改正され、新たに「医療措置協定」を締結する仕組みが法定化されました。

この協定は、今後、新型コロナウイルス感染症のような感染症がまん延した際に、医療機関の皆様が発熱外来等の医療をご提供いただくことについて、あらかじめ平時のうちから、各医療機関の管理者の皆様と県との間で協定を結んでおき、いざという時に迅速に対応できるようにするものです。

2. 協定の項目について

協定の種類		医療措置協定		別添資料
協議の対象		医療機関		
No	項目	有床診療所	無床診療所	
①	病床確保	○	—	
②	発熱外来	○	○	B:発熱外来編
③	核酸検出検査の自院での実施	○	○	
④	自宅療養者等への医療の提供 および健康観察	○	○	C:外出自粛対象者編
⑤	後方支援	○	—	
⑥	人材派遣	○	○	D:人材派遣編
⑦	個人防護具の備蓄	○	○	E:個人防護具編

※有床診療所におかれましては、病床確保および後方支援についてもご協力をお願いします。

3. 協定締結の留意事項

- ・診療所と滋賀県で協議し、**双方の合意のもと、協定を締結します。**
- ・協定締結は、義務ではありませんが、県ではより多くの診療所の皆様と協定を締結して、新興感染症に対応できる体制づくりを進めてまいりたいと考えています。（なお、改正感染症では、全ての医療機関に対して、協定締結の協議に応じる義務が規定されています。）
- ・協定の有効期間は締結日から令和9年3月31日までを予定しています。診療所または滋賀県から、**協定の有効期間満了日の30日前までに更新しない旨の申し出がない場合は、3年間更新**させていただきます。（その後も同様）
- ・協定を締結した場合は、改正感染症法に基づき、インターネットの利用その他適切な方法により**協定の内容(医療機関名や締結内容)を公表**いたします。
- ・今回お願いする協定は、新型コロナのような病態を前提としておりますが、その前提が大きく異なる場合は県としても柔軟に対応してまいります。

4. 公費医療との関係

- ・協定を締結した診療所による新興感染症患者(疑い患者含む)への医療の提供については、公費負担医療の対象となります。
- ・具体的には、病床の確保(有床診療所のみ)や発熱外来の実施、自宅療養者への医療提供等について協定を締結した診療所により実施される入院医療・外来医療・在宅医療は、公費負担医療の対象となります。

5. 財政支援

国において以下の支援策を検討中のため、決まり次第、情報提供させていただきます。

- ・協定締結医療機関の設備整備に要する費用補助
- ・个人防护具の備蓄にかかる保管施設整備費用補助
- ・流行初期医療確保措置(詳細は、B:発熱外来編 3ページを参照ください。)

6. 今後のスケジュール

令和 5 年 11 月	滋賀県ホームページに説明動画を掲載済
令和 5 年 12 月	協定締結について、診療所の皆様へ意向調査を実施
令和 6 年 1～8月	個別の診療所と協定締結に向けて協議・調整のうえ、順次、協定締結協定締結医療機関(名称や協定内容)を県ホームページにて公表
令和 6 年 9 月末	協定締結作業の完了予定

B:発熱外来編

1. 発熱外来(新興感染症にかかっている疑いのある方の診療等)で お願いしたいこと

①診療できる体制の構築(必須)

公表・要請後※1 6 ヶ月経過するまでに診療できる体制の構築

②発熱患者専用の診察室の設置(必須)

空間的分離を行った診察室の設置。(プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する場合を含む)

空間的な分離が厳しいようでしたら、時間的な分離も可能です。

③院内感染対策の実施(必須)

ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等の適切な実施

④かかりつけ患者以外の診察(任意)

⑤核酸検出検査の自院での実施(任意)

全国的に検査の実施環境が整備されていることを前提に、自院で検体を採取し、核酸検出検査を実施することが可能であれば「検査措置協定」の締結についてもお願いさせていただきます。

⑥公表・要請1週間後までに診察と検体採取ができる体制の構築(任意)

ご協力いただける場合は、基準を満たせば流行初期医療確保措置※2(財政支援)の対象となります。

※1:「公表・要請」とは、国内で新興感染症が発生したと国が公表し、滋賀県知事が医療機関に協定に基づく協力の要請をおこなったことを示します。

※2:診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間、財政的支援を行う措置です。

・流行初期医療確保措置の基準を満たす協定を締結している医療機関が、知事の要請に応じて流行初期の段階から感染症に係る医療を提供する体制を講じた場合、当該月の収入が新興感染症発生・まん延前の同月の収入額を下回った際に、その差額をお支払いいたします。

・発熱外来にかかる流行初期医療確保措置の基準は、以下のとおりです。

①かつ②を満たす必要があります。

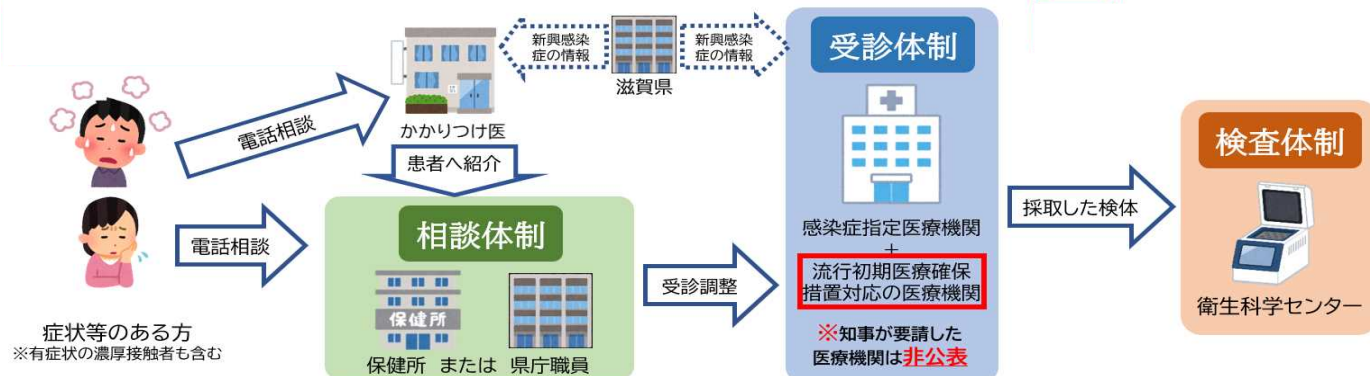
①知事の要請後、原則1週間以内に対応できること

②1日あたり 20人以上の発熱患者を診療できること

2.発熱外来のタイムライン

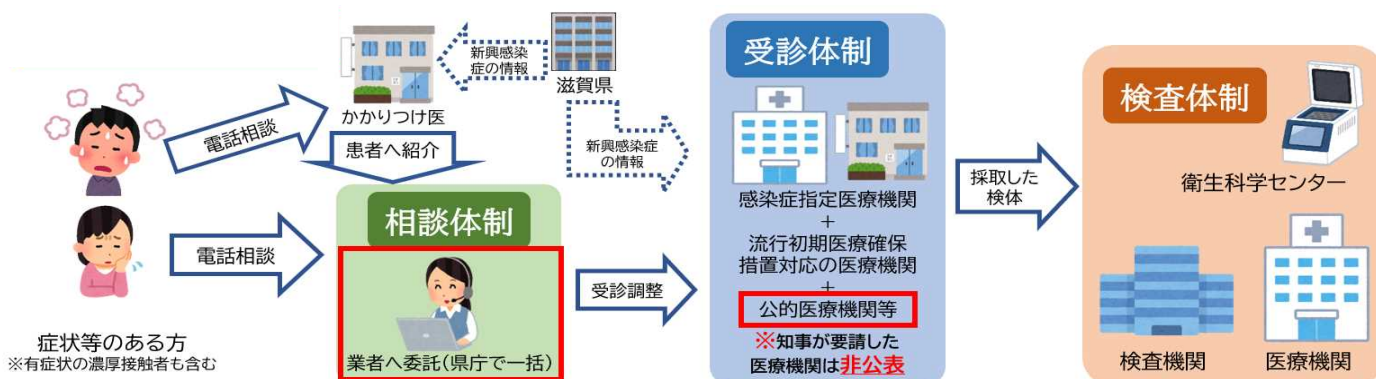
公表・要請1週間後

▼この段階では、診療所(かかりつけ医)に相談があった場合、保健所もしくは県庁に連絡いただきますと、地域の感染症指定医療機関等へ受診調整をさせていただきます。



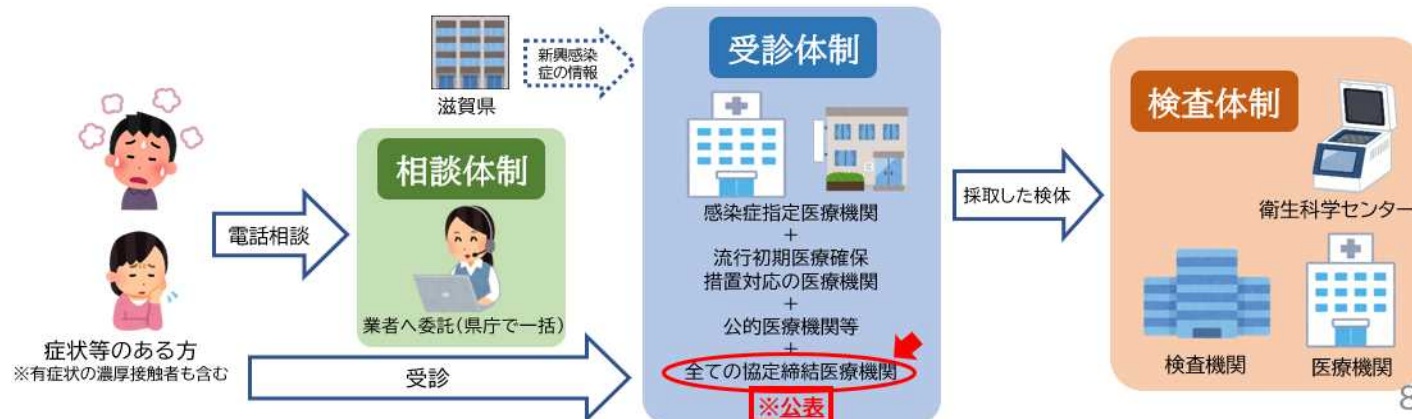
公表・要請3ヶ月後

▼この段階では、委託業者等により相談体制を拡充して、相談対応・受診調整を行います。協定を締結している診療所(かかりつけ医)へは、この時点から診察ができる体制が整い次第、発熱外来による医療提供をお願いしていく予定です。



公表・要請6ヶ月後

▼この段階では、新興感染症が一定まん延した状態であり、協定を締結している県内全ての医療機関で発熱外来を行っていただく予定です。また、新型コロナの「外来対応医療機関」のように医療機関名を公表し、患者の方がご自身で予約等をされて受診される形となります。



C:外出自粛対象者編

◆外出自粛対象者の医療についてお願いしたいこと

※外出自粛対象者(自宅療養者等)とは、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株の時に発生したような、自宅や施設での療養者を想定しています。

以下は、自宅療養者等への医療の提供および健康観察に関する協定書のひな形を抜粋したものです。
下表の1～5の項目について、可能な範囲でご協力をお願いします。

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)
対応の内容 ※対応可能なものでいずれか1つ以上	1 対面診療が可能 2 電話／オンライン診療が可能 3 往診が可能 4 訪問または電話／オンラインによる健康観察の対応が可能 5 宿泊療養施設における指導が可能 (宿泊療養者の健康観察、感染対策に関する助言、指導等)

※1 高齢者施設、障害者施設への対応の可否を明記。また施設と配置医の契約を行っているなど、対応可能な施設が決まっている場合は、施設名も併せて記載。

※2 対応の内容のうち、1、2、3、4については、かかりつけ患者のみ対応可能な場合はその旨を明記。

※3 特別な配慮を要する患者(妊婦、小児、透析)について対応可能な場合はその旨を明記。

※4 医療措置協定「第3条 医療措置の内容」のうち、「自宅療養者等への医療の提供および健康観察」についてのみ協定を締結する場合は、対応の内容のうち1～3のいずれかは必須。

D:人材派遣編

◆人材派遣においてお願いしたいこと

新興感染症発生・まん延時に、他の医療機関や県が行う各種施策に医療従事者等を派遣できるよう、平時から応援体制をあらかじめ準備しておくための項目です。

想定される派遣業務内容は以下のとおりです。可能な範囲でご協力をお願いいたします。

- 感染症患者を診る医療機関や後方支援医療機関等への派遣
- 宿泊療養施設の医療班 等

E:個人防護具編

1. 個人防護具の備蓄物資について

(1) 備蓄物資の種類

- 国では、以下 5 物資について、一括して新興感染症発生・まん延時に備えて 2 カ月以上備蓄いただくことを推奨しており、県としても 2 カ月以上の備蓄をお願いしたいと考えております。一方で、医療機関の負担にもつながることから、可能な範囲で 5 物資の備蓄数量を設定していただいて差し支えありません。

- ①サージカルマスク
- ②N95 マスク(DS2マスクでの代替可)
- ③アイソレーションガウン(プラスチックガウンを含む)
- ④フェイスシールド(再利用可能なゴーグルでの代替可)
- ⑤非滅菌手袋

- 個人防護具の備蓄にかかる協定は、任意ですが、県ではより多くの診療所の皆様と協定を締結したいと考えております。

(2) 備蓄方法の例

- ①備蓄物資を順次取り崩して、通常の一般医療の現場で使用する回転型の備蓄方法。
- ②物資の取引事業者と提携し、有事に優先供給をしていただく取り決めをすることで、平時に物資を購入することなく、備蓄を確保する方法。

2. 備蓄量の目安について

①1診療所あたりの個人防護具の 1 週間想定消費量(全国平均)

	サージカルマスク	N95/DS2マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
病床なし	79枚	6枚	17枚	11枚	272枚
病床あり	160枚	7枚	19枚	13枚	662枚

②1診療所あたりの個人防護具の 2 カ月想定消費量(全国平均)

	サージカルマスク	N95/DS2マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
病床なし	674枚	55枚	149枚	98枚	2,332枚
病床あり	1,370枚	57枚	165枚	114枚	5,668枚

滋賀県医師会へご協力を お願いしています。

- ◆県では、各医療機関と締結する医療措置協定とは別に、滋賀県と滋賀県医師会の間で、次期新興感染症発生時に実施する県の事業に対し、医師の配置等を協力いただけるよう滋賀県医師会に相談させていただいております。
- ◆今後、以下の内容について調整を進めてまいりますので、ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

1. 地域検査センター(仮称)への医師の配置

新興感染症の発生時において、地域検査センター(仮称)を立ち上げた際に、検体採取等を行う医師の配置についてご協力いただくことを想定しています。

【地域検査センター(仮称)の流れ(案)】



【概要】

- 新興感染症発生から3か月後をめどに、各保健所圏域に設置することを想定。
- 地域検査センター(仮称)では、検体採取のみを実施。可能であれば、土日・祝日や夜間時間の運営も検討。
※国から財政的支援や特例措置が示されていることを前提に設置。

2. 施設の検体採取

県のイベントベースサーベイランス(EBS)事業等で施設嘱託医や保健所医師が不足した場合等において、検体採取等を行う医師の同行についてご協力いただくことを想定しています。

3. 人材バンクへの登録

現役を退かれる医師が保健所へ廃止届を提出される際に新興感染症の発生・まん延時にご協力いただく人材バンクへの登録を推奨することについてご協力いただくことを想定しています。

4. その他

その他、新興感染症の感染拡大防止に関する支援にご協力いただくことを想定しています。

令和5年11月10日

一般社団法人 草津栗東医師会
会員各位

草津市在宅医療介護連携センター
草津長寿いきがい課
草津保健所

くさつ在宅医療ネット開催の御案内

向寒の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は在宅医療介護連携推進に御理解・御協力いただき厚くお礼申し上げます。
本会議は、草津市内の医師同士が訪問診療についての情報交換を行うことを目的に開催
しております。
御多忙のところ恐縮ではございますが、御参加いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 日 時 令和5年12月14日(木)14:00～15:00
(オンライン参加の方は、当日13時45分より御入場頂けます)
2. 会 場 南部合同庁舎 草津保健所 3階大会議室 / オンライン(ZOOM)
3. 内 容 ①講演 テーマ「医師として、患者・家族・多職種に望む「ACP はじめ」」
講師:医療法人 西山医院 理事長 西山 順博 様
②意見情報交換

オンライン(Zoom)でご参加の先生方は右記の QR コードまたは
ミーティング ID パスワードからお入り下さい。

ミーティング ID:949 7258 6831

パスコード :199418



* 出欠の有無につきましては、FAX にてご連絡ください。

事務局	草津市在宅医療介護連携センター(淡海ふれあい病院内)
住 所	草津市矢橋町1629-5
担 当	寺下 晃子/吉村 明浩
連絡先 TEL/FAX	(077)516-2498 / (077)566-6488
開所時間	月曜日～金曜日(9時～17時)
メール	kusatsu.hmcc@gmail.com

次回開催予定:2月8日

〔送付状不要〕

令和5年12月14日(木)14時～15時開催

南部合同庁舎 草津保健所 3階大会議室

くさつ在宅医療ネット 参加申込書

氏名	
診療所名	
参加方法 該当する方へ☑	☐ 会場参加 ☐ オンライン(ZOOM)参加 ☐ 欠席

※12月7日(木)までに返送願います

FAX送信先:077-566-6488
草津市在宅医療介護連携センター 宛

第8回 滋賀県多職種連携学会研究大会開催要領

1. 目的

保健・医療・福祉・就労・教育・行政関係者等が一堂に会し、研究発表や意見交換、講演会などを実施することで新たな知識を得る。また、多職種による協働実践の報告の場として、より一層、本県における質の高い連携または、リハビリテーション活動へと発展することを目的に研究大会を開催する。

2. 主催：滋賀県多職種連携学会（構成団体は別表）

3. 日時：令和5年12月3日（日） 13:00～16:30

4. 会場：オンラインでの開催

5. 学会長：一般社団法人滋賀県医師会 会長 越智 眞一

6. 大会長：一般社団法人滋賀県病院協会 大野 辰治

7. 内 容

○学会テーマ

『多職種連携で支える、その人らしい生き力』

○基調講演

「自分らしく生きるとは ～そのために多職種でできること～」

内 容：自分のこれからを考えることは、本人にとっても、家族にとっても、非常に大切なことである。ACP を切り口に、その人らしい人生において家族をはじめ支援者がどういった形で ACP を考えて行けばよいか、多職種連携における ACP についてご講演いただく。
また、余命宣告された方や病気の方だけでなく、現在健康な方も視野に入れた内容をご講演いただく。

講 師：木澤 義之 氏 （筑波大学 医学医療系 教授）

○企画演題

「さまざまな分野での連携 ～地域における薬剤師と多職種での連携～」

内 容：湖東圏域で活躍されている薬剤師とケアマネージャーにご登壇いただく。地域における薬剤師と多職種との連携について事例を交えてお話いただく。

講 師：池田 富美子 氏 （一般社団法人彦根薬剤師会 会長、リリー薬局）
辻 広美 氏 （ケアプランセンターどりーむ ケアマネージャー）

○一般演題

口述発表 （発表7分 ※事前に各個人で録画、当日に質疑応答5分）

○活動実践報告

口述発表（発表5分 ※事前に各個人で録画、当日に質疑応答5分）

8. 参加対象者：保健・医療・福祉・就労・教育・行政関係者等 約150名

9. 申し込み方法：しがネット受付サービス

10. 参加費：無料

11. 事務局：滋賀県立リハビリテーションセンター内（滋賀県守山市守山5丁目4-30）

別表

一般社団法人滋賀県医師会
一般社団法人滋賀県病院協会
一般社団法人滋賀県歯科医師会
一般社団法人滋賀県薬剤師会
一般社団法人滋賀県作業療法士会
一般社団法人滋賀県介護福祉士会
一般社団法人滋賀県歯科衛生士会
一般社団法人滋賀県介護老人保健施設協会
公益社団法人滋賀県私立病院協会
公益社団法人滋賀県看護協会
公益社団法人滋賀県理学療法士会
公益社団法人滋賀県社会福祉士会
公益社団法人滋賀県栄養士会
公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
滋賀県言語聴覚士会
滋賀県介護支援専門員連絡協議会
滋賀県介護サービス事業者協議会連合会
滋賀県老人福祉施設協議会
滋賀県児童成人福祉施設協議会
滋賀県障害者自立支援協議会
滋賀県社会就労センター協議会
滋賀県社会就労事業振興センター
滋賀県保健所長会
滋賀県

（※順不同）

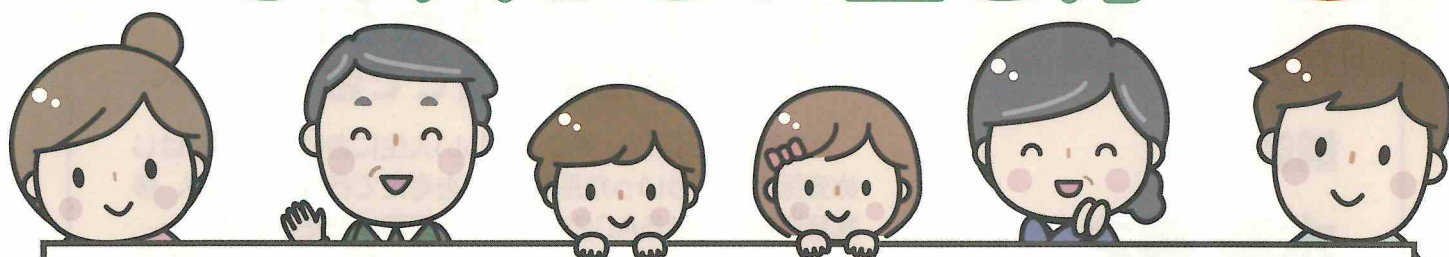


第8回滋賀県多職種 連携学会研究大会

令和5年
12 / 3 SUN
13:00~16:30

多職種連携で支える、 その人らしい生き方

参加費
無料



基 調 講 演

ACPを切り口に
お話いただきます

自分らしく生きるとは ～そのために多職種でできること～

講師 **木澤 義之** 筑波大学 医学医療系 教授

※ACP(Advance Care Planning)...

将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、本人を主体にその家族や近い人、医療・ケアチームが、繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定支援を支援する取り組みのこと

企画演題

「さまざまな分野での多職種連携」

講 師 池田富美子

(一般社団法人 彦根薬剤師会 会長、リリー薬局)

辻 広美

(ケアプランセンターどりーむ ケアマネージャー)

申し込み方法

しがネット受付サービス▶



一般演題・活動実践報告

口述発表

参加対象者

保健・医療・福祉・就労・教育
行政関係者 ほか
多職種連携に関心のある方、どなたでも

Web開催

ZOOM での開催となっておりますので、
お気軽に参加下さい。

大会長 一般社団法人 滋賀県病院協会

大野 辰治



第8回滋賀県多職種 連携学会研究大会

令和5年
12 / 3 SUN
13:00~16:30



基調講演

講師

木澤 義之

筑波大学 医学医療系 教授

自分らしく生きるとは ~そのために多職種でできること~

ACPを切り口に、その人らしい人生において家族をはじめ支援者がどういった形でACPを考えて行けばよいか、多職種連携におけるACPについてご講演いただきます。

また、余命宣告された方や病気の方だけでなく、現在健康な方も視野に入れた内容をご講演いただきます。

企画演題

「さまざまな分野での多職種連携」

湖東圏域で活躍されている薬剤師とケアマネージャーにご登壇いただき、地域における薬剤師と多職種との連携について事例を交えてお話いただきます。

講師 池田富美子

(一般社団法人 彦根薬剤師会 会長、リリー薬局)

辻 広美

(ケアプランセンターどりーむ ケアマネージャー)

事務局

滋賀県立リハビリテーションセンター

滋賀県守山市守山5丁目4-30

TEL/077-582-8157

FAX/077-582-5726

E-mail/eg3001@pref.shiga.lg.jp

HP/<https://www.pref.shiga.lg.jp/rehabili/renkeigakkai/>



一般演題・活動実践報告

口述発表

- ・日本理学療法士協会 登録理学療法士更新ポイント対象 (3.5ポイント)
- ・社会医学系専門医・指導医の講習会受講単位対象

滋賀県多職種連携学会

多職種による協働実践の報告の場および研究発表の場として機能し、滋賀県におけるリハビリテーションの発展を目指している全国で唯一の多職種連携を目的とした学会

主催 滋賀県多職種連携学会

学会長 一般社団法人 滋賀県医師会 会長 越智 真一

(構成団体・順不同)

一般社団法人滋賀県医師会、一般社団法人滋賀県病院協会、一般社団法人滋賀県歯科医師会、一般社団法人滋賀県薬剤師会、一般社団法人滋賀県作業療法士会、一般社団法人滋賀県介護福祉士会、一般社団法人滋賀県歯科衛生士会、一般社団法人滋賀県介護老人保健施設協会、公益社団法人滋賀県私立病院協会、公益社団法人滋賀県看護協会、公益社団法人滋賀県理学療法士会、公益社団法人滋賀県社会福祉士会、公益社団法人滋賀県栄養士会、公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会、滋賀県言語聴覚士会、滋賀県介護支援専門員連絡協議会、滋賀県介護サービス事業者協議会連合会、滋賀県老人福祉施設協議会、滋賀県児童成人福祉施設協議会、滋賀県障害者自立支援協議会、滋賀県社会就労センター協議会、滋賀県社会就労事業振興センター、滋賀県保健所長会、滋賀県44

令和 5 年 10 月吉日

〒525-0032

草津市大路 2 丁目 1-35 草津市立市民総合交流センター 4 階

一般社団法人 草津栗東医師会 御中

滋賀県医師協同組合

カルテ等販売価格改定のご案内

平素は当組合事業に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の諸資材および物流費の高騰により、度重なる仕入価格の上昇が続いております。当組合では販売価格維持のため取引先との折衝を重ねてまいりましたが、今後の安定供給や品質維持を継続するために、誠に不本意ではございますが、下記のとおり価格改定と廃版を実施させていただきます。

何卒諸事情ご賢察のうえ、ご理解賜りますようお願い致します。

記

■価格改定日：令和 5 年 12 月 1 日（金）ご注文分より新価格となります。

■対象商品：別紙価格表をご覧ください。

- ・廃版商品は当組合の在庫がなくなり次第受注停止とさせていただきます。
- ・貼付台紙（心電図レポート）は医療用品カタログ「GooDs」2023-2024 年版 P.591 に【注文コード：001-528】の心電図台紙を掲載しております。
- ・診 1-1-1、診 1-2-1 は別注見積商品として取り扱いが可能です。

以上

〒520-3031

栗東市縄 1 丁目 10 番 7 号 医協ビル 1 階

滋賀県医師協同組合 購買課

TEL:077-516-8660 FAX:077-553-6770

令和5年12月価格改定表

(税別)

商品コード	商品名称	販売単位	現価格	新価格
2407	国保診療報酬請求書（入院外） 5 0 枚	1冊（50枚）	310	350
2408	国保診療報酬請求書（入外併用） 2 × 2 5 枚	1冊（2×25枚）	310	350
2440	社保診療報酬請求書（入院外） 2 × 1 0 枚	1冊（2×10枚）	270	300
2441	社保診療報酬請求書（入外併用） 2 × 1 0 枚	1冊（2×10枚）	270	300
2411	診療報酬明細書（レセプト外来） 1 0 0 枚	1冊（100枚）	320	370
2311	3 3 診断書（縦） 複写 5 0 枚	1冊（50枚）	340	380
2312	3 8 診断書（横） ノーカボン 5 0 枚	1冊（50枚）	820	940
2313	3 6 健康診断書（複写） 5 0 枚	1冊（50枚）	340	380
2316	3 7 情報提供書（複写） 5 0 枚	1冊（50枚）	280	320
2317	3 4 問診表 1 0 0 枚	1冊（100枚）	240	270
2314	3 1 領収書（複写） 5 0 枚	1冊（50枚）	170	180
2280	1 カルテ 診1－1 1 0 0 枚	1冊（100枚）	340	400
2281	2 カルテ 診1－2 1 0 0 枚	1冊（100枚）	340	400
2284	5 カルテ 診2－1 1 0 0 枚	1冊（100枚）	340	400
2285	6 カルテ 診2－2 1 0 0 枚	1冊（100枚）	340	400
2286	7 カルテ 診2－3 1 0 0 枚	1冊（100枚）	340	400
2287	8 カルテ 診2－5 1 0 0 枚	1冊（100枚）	340	400
2294	2 3 カルテ A 4 診1－1 1 0 0 枚	1冊（100枚）	780	900
2295	2 4 カルテ A 4 診1－2 1 0 0 枚	1冊（100枚）	780	900
2296	2 5 カルテ A 4 診2 1 0 0 枚	1冊（100枚）	780	900
2297	2 6 カルテ A 4 診3 1 0 0 枚	1冊（100枚）	780	900
2288	1 7 カルテ A 4 社保1号紙 1 0 0 枚	1冊（100枚）	710	810
2289	1 8 カルテ A 4 社保2号紙 1 0 0 枚	1冊（100枚）	710	810
2290	1 9 カルテ A 4 社保3号紙 1 0 0 枚	1冊（100枚）	710	810
2291	2 0 カルテ A 4 国保1号紙 1 0 0 枚	1冊（100枚）	710	810
2292	2 1 カルテ A 4 国保2号紙 1 0 0 枚	1冊（100枚）	710	810
2293	2 2 カルテ A 4 国保3号紙 1 0 0 枚	1冊（100枚）	710	810
27794	ホワイト再生紙 A5 500枚	1束（500枚）	500	620
27795	ホワイト再生紙 A4 500枚	1束（500枚）	680	880

※下記黄色商品につきましては価格の変更はありません

2298	2 7 コンピュータ用カルテ A 4 1号紙①（傷病名10段）	100枚	1,350	1,350
2299	2 8 コンピュータ用カルテ A 4 1号紙②（傷病名15段）	100枚	1,350	1,350
2300	2 9 コンピュータ用カルテ B 5 社保1号紙	100枚	1,100	1,100
2301	3 0 コンピュータ用カルテ B 5 国保1号紙	100枚	1,100	1,100
2315	3 5 日計表 5 0 枚	1冊（50枚）	160	160
2318	3 9 お礼はがき	1箱（100枚）	2,000	2,000
2412	後期高齢者請求書30枚	1冊（30枚）	300	300
2719	国保請求書（オーバーレイ） 1つ穴	単票10枚	50	50
2665	後期高齢者請求書（オーバーレイ） 1つ穴	単票10枚	50	50
2664	国保総括用 色上質紙 （A4） プール	単票10枚	50	50

※下記赤色商品につきましては在庫がなくなり次第廃版となります

2282	3 カルテ 診1－1－1 1 0 0 枚	1冊（100枚）	370	—
2283	4 カルテ 診1－2－1 1 0 0 枚	1冊（100枚）	370	—
2310	3 2 貼付台紙 1 0 0 枚	1包（100枚）	2,350	—

医療用品カタログ「GooDs」にもカルテ等用紙類を掲載しております。

2023-2024年版 P.907～P.913、貼付台紙はP.591 をご覧ください。

医療機関名

		医協単価	冊数	金額
レセプト		410		
後期高齢者		330		
集計表(国保)		385		
集計表(社保)		330		
集計表(国保入院併用)		385		
集計表(社保入院併用)		330		
情報提供書		355		
社 カルテ	1-1	440		
国 カルテ	1-2	440		
カルテ	2-1	440		
カルテ	2-2	440		
カルテ	2-5	440		
診断書 たて		420		
診断書 よこ		1,035		
合計				

R5.12.1～

医療機関名

		医協単価	冊数	金額
レセプト		410		
後期高齢者		330		
集計表(国保)		385		
集計表(社保)		330		
集計表(国保入院併用)		385		
集計表(社保入院併用)		330		
情報提供書		355		
社 カルテ	1-1	440		
国 カルテ	1-2	440		
カルテ	2-1	440		
カルテ	2-2	440		
カルテ	2-5	440		
診断書 たて		420		
診断書 よこ		1,035		
合計				

R5.12.1～

講演会・研修会等のご案内

第16回理事会連絡事項

開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	
11月29日(水) 14:00～15:00	第4回小児救急医療地域医師研修会(彦根医師会)	彦根市保健・医療複合施設 くすのきセンター 彦根市八坂町1900-4	テーマ「見落としてはいけない子どもの症状」 滋賀県医師会小児救急医療対策委員会 委員 西島 節子 先生	滋賀県 医師会	小児救急担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度: CC:53-1単位
11月30日(木) 14:00～16:00	令和5年度 医療機関従事者研修会	栗東芸術文化会館さくら 中ホール 栗東市継2-1-28	研修 ①「職場におけるハラスメント防止対策について」 滋賀労働局雇用環境・均等室 室長補佐 橋本 光敏 氏 ②「法的立場からのカスタマーハラスメント対策等について」 松島法律事務所 弁護士 松島 温 先生	滋賀県 医師会	生涯教育担当 FAXにて案内	日医生涯教育制度: CC:4-1単位 CC:6-1単位
★12月10日(日) 13:00～16:00	第5回産業医研修会	ニプロiMEP ニプロホール 草津市野路町3023	1.「小売業の労災予防対策について」 株式会社 平和堂 健康サポートセンター 統括産業医 河津 雄一郎 先生 2.「化学物質の自律管理一発がん物質の予測一」 一般財団法人 近畿健康管理センター 理事長 木村 隆 先生	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報11月号・FAXにて案内	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定産業医制度: 基礎 実地1.5単位 後期1.5単位 生涯 実地1.5単位 更新1.5単位 (申請中)
12月21日(木) 15:00～16:00	令和5年度死体検案研修会 (大津市医師会)	琵琶湖ホテル 大津市浜町2-40	テーマ「正しい死亡診断ー過去の事例を踏まえてー」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
12月21日(木) 14:00～15:00	第5回小児救急医療地域医師研修会(守山野洲医師会)	守山市すこやかセンター 守山市下之郷三丁目2-5	テーマ「見落としてはいけない子どもの症状」 滋賀県医師会小児救急医療対策委員会 委員 多賀 崇 先生	滋賀県 医師会	小児救急担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度: CC:53-1単位
12月21日(木) 15:30～16:30	第6回小児救急医療地域医師研修会(湖北医師会)	北ビワコホテルグラツィエ 長浜市港町4-17	テーマ「見落としてはいけない子どもの症状」 滋賀県医師会小児救急医療対策委員会 委員 成宮 正朗 先生	滋賀県 医師会	小児救急担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度: CC:53-1単位
12月22日(金) 14:30～15:30	第7回小児救急医療地域医師研修会(高島市医師会)	ウエストレイクホテル可以登 楼 高島市安曇川町中央2-1-6	テーマ「見落としてはいけない子どもの症状」 滋賀県医師会小児救急医療対策委員会 委員 安藤 武 先生	滋賀県 医師会	小児救急担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度: CC:53-1単位
12月26日(火) 14:30～15:30	第8回小児救急医療地域医師研修会(近江八幡市蒲生郡医師会)	近江八幡地域医療支援セ ンター 多目的室 近江八幡市出町381	テーマ「見落としてはいけない子どもの症状」 滋賀県医師会小児救急医療対策委員会 委員 西澤 嘉四郎 先生	滋賀県 医師会	小児救急担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度: CC:53-1単位
令和6年1月25日(木) 14:00～15:00	令和5年度死体検案研修会 (甲賀湖南医師会)	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256	テーマ「正しい死亡診断ー過去の事例を踏まえてー」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
令和6年1月27日(土) 15:30～16:30	第9回小児救急医療地域医師研修会(草津栗東医師会)	草津市立市民総合交流セ ンター 草津市大路二丁目1-35	テーマ「見落としてはいけない子どもの症状」 滋賀県医師会小児救急医療対策委員会 委員 吉岡 誠一郎 先生	滋賀県 医師会	小児救急担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度: CC:53-1単位
令和6年2月22日(木) 15:30～16:30	令和5年度死体検案研修会 (湖北医師会)	北ビワコホテルグラツィエ 長浜市港町4-17	テーマ「正しい死亡診断ー過去の事例を踏まえてー」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位

・ 1 1 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和5年11月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R5/11/17 (金)	滋賀県難病医療連携協議会運営会議	6:00 PM (～ 8:00 PM)	滋賀医科大学医学部附属病院 リッ ブルテラス2F 会議室1 又はZoom	関連団体	
R5/11/18 (土)	近医連医療安全担当理事連絡協議会	2:30 PM (～)	ホテルグランヴィア大阪 20F「鳳凰」	近医連	
R5/11/18 (土)	スポーツ医研修会(滋賀県医師会・滋賀県スポーツ 医会共催)(秋期滋賀県スポーツ医会勉強会)	3:00 PM (～ 5:20 PM)	ウイングプラザ E会議室	県医師会	
R5/11/20 (月)	第182回近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (～)	近畿厚生局滋賀事務所	国	
R5/11/20 (月)	恩賜財団滋賀県済生会 第3回支部理事会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	済生会滋賀県病院 5階 なでしこホール	その他	
R5/11/20 (月)	第46回滋賀県保険者協議会	3:00 PM (～)	コラボしが21 3階 大会議室	関連団体	★
R5/11/20 (月)	滋賀県がん診療連携協議会地域連携部会 第2回5 大がん地域連携パスWG	5:00 PM (～ 6:00 PM)	大津赤十字病院 外来棟 6階会議室 もしくはZoom	県	★
R5/11/21 (火)	第3回診療報酬改定に関する都道府県医師会長会 議	11:30 AM (～12:00 PM)	WEB	日医	
R5/11/21 (火)	令和5年度妊産婦ケア検討会	6:00 PM (～ 8:00 PM)	県庁新館 7階 大会議室 もしくはZoomでのオンライン	県	★
R5/11/22 (水)	第17回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/11/22 (水)	(予定)WATCH in Shiga 2023 ワーキンググループ	4:00 PM (～)	3階会議室	県医師会	★
R5/11/23 (木)	令和5年度 在宅医療セミナー	10:00 AM (～ 5:00 PM)	滋賀県庁新館7階 大会議室(大 津市京町4-1-1)	県／県医師 会	
R5/11/24 (金)	中絶審査	3:00 PM (～ 4:00 PM)	応接室	県医師会	
R5/11/27 (月)	第2回滋賀県長寿医療運営懇話会	2:00 PM (～)	県厚生会館 3階 市長会会議室	関連団体	★
R5/11/27 (月)	令和5年度第2回滋賀県リハビリテーション協議会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	県庁本館4階 4-A会議室	県	
R5/11/28 (火)	第2回滋賀県社会福祉審議会	1:00 PM (～ 3:00 PM)	滋賀県危機管理センター 1階 大会 議室	県	
R5/11/28 (火)	個別指導(診療所／新規) 05年度診療所9 11月①	2:00 PM (～ 4:30 PM)	大津びわ湖合同庁舎5階 共用会議 室	県医師会	
R5/11/28 (火)	第3回滋賀県医療審議会	3:00 PM (～ 5:00 PM)	滋賀県危機管理センター 1階 会議 室3・4	県	
R5/11/29 (水)	令和4年度滋賀県病院協会 医療安全対策研修会 (WEB)	2:00 PM (～ 4:00 PM)	配信会場:滋賀県病院協会 参加場所:3F会議室	関連団体	★
R5/11/29 (水)	小児救急医療地域医師研修会(彦根医師会)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	彦根市保健・医療複合施設(くすのき センター)3F	県医師会	
R5/11/30 (木)	医療機関従事者研修会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	栗東芸術文化会館さくら 中ホール	県医師会	
R5/11/30 (木)	令和5年度 滋賀県心臓検診検討会	2:30 PM (～ 5:00 PM)	県庁	県	
R5/11/30 (木)	第3回滋賀県感染症対策連携協議会検査・発熱外 来体制検討部会	6:00 PM (～ 8:00 PM)	県庁周辺で調整中	県	★
R5/11/30 (木)	滋賀県がん診療連携協議会 第1回緩和ケア推進部 会	6:00 PM (～ 7:30 PM)	ZoomによるWeb会議	県	★
R5/12/2 (土)	令和5年度家族計画・母体保護法指導者講習会 (WEB開催)	1:00 PM (～ 3:30 PM)		日医	★
R5/12/2 (土)	第4回近医連保険担当理事連絡協議会	3:15 PM (～ 4:30 PM)	クサツエストピアホテル2階「瑞祥の 間」	近医連	
R5/12/2 (土)	第6回近医連常任委員会	3:45 PM (～ 4:30 PM)	クサツエストピアホテル3階「彩雲の 間」	近医連	
R5/12/2 (土)	近医連常任委員・保険担当理事合同懇談会	4:30 PM (～ 5:30 PM)	クサツエストピアホテル2階「瑞祥の 間」	近医連	

・ 1 2 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和5年11月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R5/12/3(日)	門田守人先生 お別れの会	10:30 AM (~12:30 PM)	リーガロイヤルホテル(大阪) タワーウイング3階「光琳の間」	その他	★
R5/12/3(日)	第8回滋賀県多職種連携学会研究大会 (オンライン開催)	1:00 PM (~ 4:30 PM)	配信会場:リハビリテーションセン ター	関連団体	★
R5/12/4(月)	剖検・Aiシステム運営委員会	2:00 PM (~)	3階会議室	県医師会	
R5/12/4(月)	国民医療を守るための総決起大会	3:00 PM (~ 4:00 PM)	日本医師会大講堂	日医	
R5/12/6(水)	(予定)WATCH in Shiga 2023 タスクフォース打ち合わせ会①	3:30 PM (~ 5:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R5/12/7(木)	第225回臨時代議員会	3:00 PM (~ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル 3階 瑠璃	県医師会	
R5/12/7(木)	令和5年度 表彰式	4:15 PM (~ 4:45 PM)	琵琶湖ホテル 3階 瑠璃	県医師会	
R5/12/7(木)	受章者顕彰会	5:00 PM (~)	琵琶湖ホテル	県医師会	
R5/12/8(金)	第9回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/12/8(金)	(予定)WATCH in Shiga 2023 タスクフォース打ち合わせ会②	3:30 PM (~ 5:00 PM)	応接室	県医師会	★
R5/12/9(土)	令和5年度 医療事故調査制度に係る「管理者・実 務者セミナー」	1:00 PM (~ 6:00 PM)	日本医師会	日医	★
R5/12/10(日)	第5回産業医研修会	1:00 PM (~ 4:00 PM)	ニプロiMEP 草津市野路町3023	県医師会	
R5/12/10(日)	死生懇話会～サロン④～	1:30 PM (~ 4:00 PM)	草津市内にて調整中	県	
R5/12/11(月)	第19回滋賀県国民健康保険運営協議会	3:00 PM (~ 5:00 PM)	危機管理センター1階 会議室1	県	
R5/12/12(火)	令和5年度 国立大学法人滋賀医科大学学外有識者 会議	10:00 AM (~12:00 PM)	滋賀医科大学(調整中)	関連団体	
R5/12/12(火)	令和5年度滋賀県産業医活動連絡協議会	2:30 PM (~ 4:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/12/12(火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R5/12/12(火)	(予定)WATCH in Shiga 2023 タスクフォース打ち合わせ会③	3:30 PM (~ 5:00 PM)	応接室	県医師会	★
R5/12/13(水)	経済産業医療企業年金基金第3回資産運用委員会	2:00 PM (~)	ピアザ淡海 特別会議室	関連団体	★
R5/12/14(木)	都道府県医師会医事紛争担当理事連絡協議会 (web開催)	2:00 PM (~ 3:30 PM)	日本医師会 小講堂 (TV会議:3F会議室)	日医	
R5/12/14(木)	滋賀県と三師会との協議会	5:00 PM (~)	琵琶湖ホテル「瑠璃」	県三師会	
R5/12/14(木)	滋賀県有床診療所協議会役員懇談会	6:00 PM (~)	大津プリンスホテル「李芳」	その他	★
R5/12/16(土)	WATCH in Shiga 2023	2:00 PM (~ 7:30 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベ ンションホール淡海	県医師会	
R5/12/16(土)	令和5年度 近医連災害時支援協定書に基づく訓練 事前打合せ会	3:00 PM (~)	梅田スカイビルタワーウエスト 22階 E-1会議室	近医連	
R5/12/19(火)	滋賀県運営適正化委員会 第3回苦情解決合議体	9:30 AM (~11:30 AM)	県立長寿社会福祉センター 福祉用 具センターミーティングルーム	その他	★
R5/12/19(火)	令和5年度 第3回滋賀県地域医療対策協議会	5:00 PM (~ 7:00 PM)	県庁または県庁周辺にて調整中 Zoom併用のハイブリッド開催	県	
R5/12/20(水)	第18回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/12/21(木)	滋賀県看護協会訪問看護支援センター 令和5年度 第1回運営委員会	10:00 AM (~12:00 PM)	滋賀県看護研修センター もしくはオンライン	関連団体	

・ 1 2 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和5年11月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R5/12/21 (木)	第3回滋賀県感染症対策連携協議会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	滋賀県危機管理センター2階災害対策本部室	県	★
R5/12/21 (木)	小児救急医療地域医師研修会(守山野洲医師会)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	すこやかセンター3階 講習室	県医師会	
R5/12/21 (木)	中絶審査	2:00 PM (～ 3:00 PM)	応接室	県医師会	★
R5/12/21 (木)	令和5年度 死体検案研修会(大津市医師会)	3:00 PM (～ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル 3F瑠璃	県医師会	
R5/12/21 (木)	小児救急医療地域医師研修会(湖北医師会)	3:30 PM (～ 4:30 PM)	北ビワコホテルグラツィエ 長浜市港町4-17	県医師会	
R5/12/22 (金)	小児救急医療地域医師研修会(高島市医師会)	2:30 PM (～ 3:30 PM)	ウエストレイクホテル可以登楼 高島市安曇川町中央2-1-6	県医師会	
R5/12/26 (火)	小児救急医療地域医師研修会(近江八幡市蒲生郡医師会)	2:30 PM (～ 3:30 PM)	近江八幡地域医療支援センター内 多目的室	県医師会	
R6/ 1/ 9 (火)	滋賀県歯科医師会新春懇話会	5:00 PM (～ 8:00 PM)	琵琶湖ホテル「ローズ」	関連団体	★
R6/ 1/10 (水)	第10回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R6/ 1/11 (木)	第7回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル	県医師会	
R6/ 1/11 (木)	滋賀県医師会新春懇談会	5:00 PM (～ 7:00 PM)	琵琶湖ホテル 3階 瑠璃	県医師会	
R6/ 1/14 (日)	JMAT研修 基本編	9:00 AM (～ 5:30 PM)	日本医師会館及び都道府県医師会館等(ハイブリッド形式)	日医	★
R6/ 1/16 (火)	第5回地域職域医師会保険担当役員協議会(Web開催)	2:00 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R6/ 1/16 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R6/ 1/17 (水)	第19回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R6/ 1/18 (木)	(予定)滋賀医学編集委員会(Web併用)	4:00 PM (～)	3階会議室	県医師会	
R6/ 1/20 (土)	第54回近畿地区医師会共同利用施設連絡協議会	2:30 PM (～ 5:30 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海	近医連	
R6/ 1/21 (日)	日医かかりつけ医機能研修制度 令和5年度応用研修会(動画講習)	10:00 AM (～ 5:15 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海	県医師会	
R6/ 1/25 (木)	令和5年度 死体検案研修会(甲賀湖南医師会)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	公立甲賀病院	県医師会	
R6/ 1/27 (土)	小児救急医療地域医師研修会(草津栗東医師会)	3:30 PM (～ 4:30 PM)	市民総合交流センター(キラリエ草津) 5階	県医師会	
R6/ 2/ 2 (金)	第72回滋賀県薬事審議会	10:00 AM (～12:00 PM)	県庁周辺にて調整中	県	★
R6/ 2/ 2 (金)	第7回近医連常任委員会	2:30 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R6/ 2/ 3 (土)	第5回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (～ 4:30 PM)	梅田スカイビル タワーウエスト 22階 E会議室	近医連	
R6/ 2/ 4 (日)	第44回日本医師会医療秘書認定試験	1:00 PM (～ 3:00 PM)	滋賀短期大学	日医	
R6/ 2/ 6 (火)	第10回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R6/ 2/ 7 (水)	第20回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R6/ 2/ 8 (木)	医療安全管理研修会(医療事故未然防止研修会)	2:00 PM (～ 4:00 PM)	栗東芸術文化会館さくら 中ホール	県医師会	
R6/ 2/10 (土)	近医連産業保健担当理事連絡協議会	2:30 PM (～)	梅田スカイビルタワーウエスト E-1会議室	近医連	

・ R6 2 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和5年11月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R6/ 2/13 (火)	第6回地域職域医師会保険担当役員協議会(Web開催)	2:00 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R6/ 2/13 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R6/ 2/15 (木)	第8回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R6/ 2/17 (土)	部落解放研究第31回滋賀県集会	10:00 AM (～ 4:00 PM)	滋賀県立文化産業交流会	その他	
R6/ 2/18 (日)	第72回近医連学校医研究協議会総会ならびに第2回理事会	1:00 PM (～ 4:10 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール 淡海	近医連	
R6/ 2/21 (水)	第21回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R6/ 2/22 (木)	令和5年度 死体検案研修会(湖北医師会)	3:30 PM (～ 4:30 PM)	北ビワコホテルグラツィエ	県医師会	
R6/ 3/ 1 (金)	(予定)病院勤務医連絡協議会(ハイブリッド開催)	3:00 PM (～ 4:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
R6/ 3/ 2 (土)	近医連救急災害医療担当理事連絡協議会(近医連災害時等協定書に基づく訓練検証会)	(～)	ホテルグランヴィア大阪	近医連	
R6/ 3/ 2 (土)	令和5年度 日本医師会医療情報システム協議会(1日目)(ハイブリッド開催)	12:00 PM (～ 6:00 PM)	日本医師会	日医	
R6/ 3/ 3 (日)	令和5年度 日本医師会医療情報システム協議会(2日目)(ハイブリッド開催)	10:00 AM (～ 3:00 PM)	日本医師会	日医	
R6/ 3/ 6 (水)	第22回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R6/ 3/ 7 (木)	第10回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R6/ 3/ 8 (金)	第8回近医連常任委員会	2:30 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R6/ 3/ 8 (金)	近畿ブロック日医代議員協議会	3:00 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R6/ 3/14 (木)	第9回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R6/ 3/17 (日)	JMAT研修 ロジスティクス編	9:00 AM (～ 5:30 PM)	日本医師会館及び都道府県医師会館等(ハイブリッド形式)	日医	★
R6/ 3/18 (月)	令和5年度 第4回滋賀県地域医療対策協議会	10:00 AM (～12:00 PM)	県庁または県庁周辺にて調整中 Zoom併用のハイブリッド開催	県	
R6/ 3/19 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R6/ 3/22 (金)	滋賀県防災会議(予定)	(～)	滋賀県危機管理センター WEB会議	県	★
R6/ 3/25 (月)	滋賀県社会福祉協議会 令和5年度第2回評議員会	3:00 PM (～ 5:00 PM)	県立長寿社会福祉センター 2階 第2～4研修室	その他	★
R6/ 3/27 (水)	第23回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R6/ 3/31 (日)	第155回日本医師会臨時代議員会	9:30 AM (～)	日本医師会	日医	
R6/ 4/12 (金)	第9回近医連常任委員会	2:30 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R6/ 4/27 (土)	第18回男女共同参画フォーラム(予定)	1:30 PM (～)	JRホテルクレメント高松	日医	
R6/ 5/10 (金)	第10回近医連常任委員会	2:30 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R6/ 5/31 (金)	第11回近医連常任委員会	2:30 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R6/ 5/31 (金)	近畿ブロック日医代議員協議会	3:00 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	

・^{R6} 2 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和5年11月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R6/ 6/ 1 (土)	第6回近医連保険担当理事連絡協議会	2:30 PM (～ 4:30 PM)	梅田スカイビル タワーウエスト 22階 E会議室	近医連	
R6/ 9/ 7 (土)	第74回全国医師会医療秘書学院連絡協議会定例 総会	(～)	ホテルグランヒルズ静岡	日医	★
R6/10/26 (土)	令和6年度全国医師会勤務医部会連絡協議会	(～)	ホテル日航福岡	日医	★
R6/11/ 9 (土)	第55全国学校保健・学校医大会	10:00 AM (～ 6:00 PM)	シーガイアコンベンションセンター 宮崎市山崎町浜山	日医	★

草津栗東医師会・行事予定表

令和 5年 12月

日	曜日	行 事	時 間	会 場
12/1	金			
12/2	土	囲碁同好会	14:00～	キラリエ504会議室
12/3	日			
12/4	月	ホームページ運営委員会	14:00～15:00	医師会会議室
12/5	火			
12/6	水			
12/7	木	第225回臨時時代議員会・令和5年度表彰式・受章者顕彰会	15:00～	琵琶湖ホテル
		感染対策向上加算 合同カンファレンス(滋賀医科大学)	14:30～	滋賀医科大学
12/8	金			
12/9	土			
12/10	日			
12/11	月			
12/12	火			
12/13	水	感染対策向上加算 合同カンファレンス(済生会滋賀県病院)	14:00～15:30	済生会滋賀県病院なでしこホール
12/14	木	くさつ在宅医療ネット	14:00～15:00	草津保健所 3階大会議室
12/15	金			
12/16	土	WATCH in Shiga 2023	14:00～19:30	大津プリンスホテル
		理事役員会	14:00～15:30	キラリエ303会議室
12/17	日			
12/18	月			
12/19	火			
12/20	水			
12/21	木			
12/22	金			
12/23	土	例会・診療科紹介・学術講演会・忘年会	15:30～19:30	ボストンプラザ草津
12/24	日	ゴルフ同好会		琵琶湖CC
12/25	月			
12/26	火			
12/27	水			
12/28	木			
12/29	金	事務局冬季休館日(12/29～1/4)		
12/30	土			
12/31	日			